

Title	労働法の本質
Sub Title	
Author	奥田, 忠雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.10 (1930. 10) ,p.1581(53)- 1648(120)
JaLC DOI	10.14991/001.19301001-0053
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19301001-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

之を支持したる労働者は脱退し少數の知識階級が止まるに過ぎなかつた。(Commons, pp. 375-394; Ware, pp. 309-319; Beard, 142-144; Perlman, pp. 91-97) (完)

(昭和五年九月二十五日稿)

労働法の本質

奥田忠雄

目次

- (一) 序説——方法論再論
- (二) 『労働法』なる用語の發達と其の不確定
- (三) 労働法の歴史的成立條件
- (四) 労働法の概念
- (五) 労働法の要素
 - (A) 資本への從屬労働
 - a 労働
 - b 資本への從屬性
 - c 資本への從屬労働と同位に置かるゝ労働
 - (B) 被備者
 - a 概念
 - b 部類

筆者は嘗て本誌上に於て、『勞働法の研究方法』に就いて論じた。(1) そして今や此の方法に従つて、『勞働法の本質』を取扱はうとするのであるが、之に先立つて、再び方法論を略述するの反覆を許るされ度い。夫は一方に於て、讀者諸君の理解を容易ならしめる爲と、他方に於て、筆者自身方法に關して清算を試みるが爲との二重の理由からである。

世には未だ『カントかマルクスか』(Kant oder Marx)(2)の聲を聞く。そして、若し吾人が自己の研究方法として孰れの方法を採る可きやを決定する場合に、直接兩者を比較して選擇を行ふことは不可能である。と云ふのは、本來カントの方法とマルクスの方法とは、全く其の性質を異にする課題に向けられた方法であり、夫々其の課題を異にするに連れて、全く異つた方法論上の歸結を生じたからである。夫故我々が孰れの方法を採る可きやを決定するに當つては、先づ我々の研究せんとする課題を明瞭に決定し、然る後に斯く決定された『課題』に準據して、兩者の方法の間に選擇を行はなければならぬのである。若し『課題』と云ふ第三の標準に據つて選擇を行はれないならば、夫は丁度二商品の價値を比較するに當つて、商品の第三の性質即ち社會的に必要なる一般的人間勞働に還元せずして、全く性質を異にする二商品の自然的性質より直接比較せんとする愚と何等選ぶ所がない。然らば、カントの方法とマルクスの方法とが夫々取扱はんとする所の課題は如何に相違し、又従つて其の方法は如何に異つて來るか、問題となる。

先づカントの方法、即ち『批判的方法』の取扱はんとする課題に就いて論じやう。批判的方法の課

題は『公理の妥當』である。所が公理は元來演繹的に證明され得るものではない、と云ふのは公理夫自體が凡ゆる演繹の根柢を成すものであつて、若し假りに證明され得るとすれば、此の證明に對して、更に一層普遍的なもの、直接的なもの、従つて更に一層高い公理が再び要求される筈であるからである。まして夫は歸納的に證明され得ない、と云ふのは如何なる歸納法と雖も、夫が適用される領域に於て、既に公理の妥當其のものを前提とするが故である。夫故、批判哲學が諸他科學に於て一般に用ひられて居る演繹的方法及び歸納的方法の孰れをも使用し得ないことは、是に於て明らかである。公理の妥當は何等か他のものからして導き出されることも出来なければ、公理が夫に對して妥當力を有するところの特殊的事實の集りによつても亦證明されることが出来ない。かるが故に批判哲學は他の方法によつて其の問題を解決しなければならぬ。

斯く批判哲學にとつて當面の課題は、公理の斯くの如き直接的明證が如何にして示さる可きであるかと云ふことに在る。然るに公理の妥當を證明し得る如き論理的必然性は存在しない。夫故に之が爲には唯一の様方法が可能である。即ち人は事實的妥當性を示し、人間の表象、意欲及び感情の現實的過程に於て斯くの如き公理が事實上妥當するものとして承認されること、換言すれば夫が精神生活の經驗的現實に於て妥當し、且つ承認されて居る原理なることを立證せんとするか、然らずんば公理に別様の必然性、即ち目的論的必然性が存し、若し或る目的にして實現さる可きであるならば、其の妥當は絶対に承認されねばならぬと云ふことを示すか、二途孰れか一つを擇ばなければならぬ。

然るに、カントは前者の方法を否定し、後者の方法を採用した、と云ふのは、前者の方法を以つてしては人は單なる事實以上に出づるものではなく、因果的に制約された人類生活の過程が、或る命題を意識する様になつたと云ふ事情は決して其の命題の絶對的妥當若くは其權能を證明するものではないからである。

さて前者の方法は發生的方法と呼ばれ、後者の方法は批判的方法と呼ばれて居る。『發生的方法に取つては、公理は人間の表象、感情及び意志決定の發達に於て、自然と形成せられ、又茲に於て妥當を得たる事實的解釋様式であり、批判的方法に取つては、斯る公理は——其の事實的妥當が如何ばかりの範圍に及ぶものであるかと云ふことに全く關係なく、——思惟は眞なる目的を、意欲は善なる目的を、又感情は美なる目的を達成せんとするものであると云ふ前提の下に妥當す可きところの規範である。』(3)

斯くて、カントの批判的方法の取扱はんとする課題は『公理の妥當』であり、而も單なる事實としての公理ではなく、規範としての公理の妥當を證明するにあつた。而して其の證明の基礎を『主觀的先驗的形式』に求めて居ることは周知の事柄である。

之に反して、マルクスの方法、即ち所謂『唯物論的方法』の取扱はんとする課題は、カントに於けるが如く『普遍的な、超歴史的な規範としての公理の妥當を證明せんとするもの』ではなく、『特殊な、歴史的な事實としての社會現象の生起を説明せんとするもの』である。而して斯る課題に向けられたマルクスの方法は、當然其の説明の原理をカントの方法に於けるが如くに、『個人の、即ち主觀の先

驗的形式』に求めずして、『社會的な、即ち客觀的な經驗的經濟形態』に求めて居るのである。此の點に於て、筆者は次のマックス・アドラーの言葉に賛成の意を表せざるを得ない。即ち曰く、『マルクス主義は普通には唯物論の一體系と看做されるが、斯く看做されるのは、主として其の根本理論を不幸にも唯物史觀と名付けるに由來した。……マルクス主義は總て唯物論と何の關係も持ち得ない。唯物論は——常に吾人が夫に就いて考へ得るやうに——一箇の哲學體系であり、更に詳しく云へば、事物の本質に關する問題を掲げ、且つ其の問題に答へるに、總ては物質なりとする一つの形而上學である。之に反してマルクス主義は何であるか。夫は一つの哲學であるか、一つの形而上學であるか。夫等の何ものでもない、夫は社會生活及び社會の發展に關する一つの科學であり、又單に科學たらんとするに止まり、——且つ正に夫で充分なのである。……夫は單に社會的事件の因果的關聯を研究せんとするに過ぎずして、更に精神及び夫が物質との關係の本質に對する問題——唯物論の此の主要問題——に就いては全く無關係であることは、恰も凡ゆる科學が自己の領域に於て然るのと同じである。』(4)と。

以上に於て、カントの方法とマルクスの方法とは全く其の性質を異にする課題に向けられた方法であり、従つて當然夫等方法の性質も異ならざるを得ぬことを明かにした。そこで我々が兩者の内孰れの方法を採用するかを決定するに當つては、先づ自己の研究の課題を明瞭にし、其の課題に準據して方法上の選擇を行はなければならぬ。

然らば我々の研究課題は何であるか。勞働法である。勞働法は法律學の一部門であり、更に法律

學は社會科學の一部門である。然らば何故に勞働法従つて法律學は社會科學の一部門に屬するのが。蓋し我々は『人間が外界の現象を觀察し、説明し、記述し、従つて夫を事實人間は認識し得るが、影響を及ぼし得ない關係が取扱はれるやうな凡ゆる科學領域を自然科學に數へ入れ、人間が能動的に働き掛ける所の状態及び現象の研究が取扱はれ、然る限り技術に於けるが如く單に自然力の利用が取扱はれずして、寧ろ共同動作の一定目的に向けられた行爲からなる人間の社會的共同動作が取扱はれるやうな凡ゆる科學領域を社會科學に數へ入れやうと思ふ。』(5) 約言すれば、社會科學とは人間が一定目的の爲に能動的に作り出す人間關係に於て現はれる現象を取扱ふものである。然るに勞働法従つて法律學は人間關係に能動的に一定の秩序を與へんとして生ずる現象を取扱ふものであり、従つて當然社會科學の一部門に屬す可きである。

さて、筆者は總て社會科學は實踐に對して理論的基礎を與ふ可きであると云ふ要請に出發する。然るに實踐は唯、現實即ち經驗的事實の上のみ實現される。夫故に社會科學は現實即ち經驗的事實の把握をのみ其の課題とす可きである。斯る社會科學の課題に準據して、カントの方法とマルクスの方法との間に選擇を行ふ時は、當然法律學従つて勞働法の方法原理としてカントの批判的方法を採用し得ずして、唯、マルクスの方法のみが可能である。と云ふのは、既に述べた如くカントの方法は『普遍的な、超歴史的な規範としての公理の妥當を證明せんが爲に』用ひられた方法であり、従つて何等現實の經驗的事實を説明すに適せずして、唯、『特殊な、歴史的な事實としての社會現象の生起を説明せんが爲に』用ひられたマルクスの方法のみが社會科學の方法原理として採用する可き筈であるからである。

然るにも拘らず、猶ほカントの方法を社會科學従つて法律學に適用したならば如何なる結果になるか。(6) 然る時は法律は經驗的事實即ち存在として取扱はれずして、斯くある可きこと即ち規範として取扱はれるか、乃至は具體的な事實としてではなく、抽象的な純形式として取扱はれるに至る。

例へば、批判的方法を法律學に徹底的に適用せんとしたハンス・ケルゼン(Hans Kelsen)は、丁度カントが單なる事實としての公理の妥當性の外に規範としての公理の妥當性を求め、且つ後者の妥當性のみが絶對的權能を有すとなした如く、單なる事實としての法律の外に規範としての法律を求め、且つ規範としての法律は事實としての法律過程の如何に拘らず客觀的妥當性を保持し、後者に對して他律的に命令するものであるとなした。而して事實としての法律を取扱ふのは法律社會學であり、之に反して規範としての法律を取扱ふもののみが本來の法律學である。(7) 然し、本來の法律學の課題を斯くの如く決定することに據つて、法律學は最早社會科學の領域を去つて哲學の世界に飛翔するに至る、と云ふのは法律學は最早何等の經驗的事實としての法律を取扱はず、従つて經驗科學としての社會科學たることを廢止するに至るからである。夫故にこそ、斯る法律學は實踐に對して理論的基礎を與へ得ずして、單に煩瑣哲學者流の空虚な虚構の上に營なまれる概念的遊戯に耽るに過ぎない。

或は又、批判的方法を法律學に適用せんとしたルドルフ・シュタムラー(Rudolf Stammler)は、丁度

カントが規範としての公理の妥當性の基礎を主觀の先驗的形式に求めて居る如く、法律を社會現象一般の形式として見出して居る。即ちカントの方法に倣つて社會現象一般を形式と内容に分析し、『外的規制』(die äussere Regelung)としての法律に其の形式を、社會經濟に其の内容を見出した。更に彼は形式は先驗的範疇であり、従つて常に經驗に依つてのみ初めて與へらるゝ所の内容に論理上先立つて存在するものなるが故に、夫自體獨立して論じ得らるゝも、内容は常に先驗的形式に條件付けられてのみ存するが故に、形式から全く獨立して論じ得らるゝとなすカントの形式と内容の特徴を法律學と經濟學の研究方法に適用して、次の如く結論した。『獨立して科學的に取扱はれ得るものが形式の一般の特徴である。されば物理學は科學として唯、數學的形式に於てのみ可能なるも、數學は別に獨立して研究され得るのであつて、夫と同じく社會經濟は法律を公然と、或は暗黙の内に包括せずしては取扱はれ得ないが、——然し法律は獨立の科學的研究がなされ得る。』と。更に彼は言葉を續けて、法律學の課題に就て述べて居る。『後者の課題の遂行は純粹の法律理論に基ける専門的法律學の仕事である。法律學は歴史上に現はれたる法的規制を其の形式的存在に於て觀察し、夫等を確固たる概念に於て捉へ、且つ熟知せんとするのであつて、斯る概念は人間相互の一定の規制せられた關係を表象する爲の統一的取扱方を常に意味する。』(8)と。

然し、斯くの如く法律學をば、『歴史上に現はれたる法的規制を其の形式的存在に於て觀察する』ものなりと規定することに據り、一見ケルゼンの場合とは異つて事實としての法律を取扱ふものであり、従つて法律學は社會科學の一部門たるの觀を呈するも、一方に於て事實としての法律を單に

『形式的存在』としてのみ取扱ふが爲に、依然として法律學は經驗的事實を取扱ふ社會科學たり得ない。と云ふのは、事實としての法律は『形式的存在』として獨立に夫自體を觀察し得ずして、常に『經濟的制約』の下に於てのみ觀察し得らるゝからである。蓋し、事實としての法律はカルネル(9)の云ふ如く、辛棒強い紙の上に印刷された法規其もの、即ち『規範的構成』ではなく、斯る規範的構成が事實上人間關係を律する場合に營む機能、即ち『社會的機能』其ものである。所で事實としての法律、即ち法規の『社會的機能』は常に經濟關係に據つて制約されて居る。と云ふのは、確かに經濟關係は同時に常に一定の法規を伴ふが、經濟關係は獨立變數として常に從屬變數たる法規の社會的機能を制約するからである。更に詳しく云へば、一定の經濟關係が存すると同時に之に適應して一定の法規が存し、一定の社會的機能を營むが、假令へ法規其ものが同一に留まつて居る間にも、獨立變數たる經濟關係は徐々に變化し、發展し、之に制約されて同一の法規は徐々に異つた社會的機能を營むに至り、終には其の法規と夫が事實上營む社會的機能が著しく相違し、此の矛盾が人々に據つて明瞭に意識せらるゝに至つて、其處に新たな法規が制定される。以下同一過程が繰返へされるのである。例へば、私有權に關する法規其ものは本質上單純なる商品生産社會に於ても、資本主義的社會に於ても同一なるも、夫が事實上營む社會的機能は全く異なり、前者にあつては勞働する者自身に生産手段の所有を確保し、後者にあつては勞働者自身の余剩勞働を搾取する資本機能に迄變化した。斯くして事實としての法律を研究するに際しては、單に法律を『形式的存在』として夫自體獨立に研究することを拒否しなければならぬ。

斯くて筆者は法律學從つて勞働法は社會科學の一部門であり、經驗的事實を取扱ふことを課題とするが故に、カントの方法を否定し、マルクスの方法を採用す可く、以つて經濟的制約(10)の下に勞働法規の營む社會的機能を觀察せんとするのである。即ち勞働法規は如何なる特定の歴史的發展階段に於ける經濟的制約の下に成立したか、そして斯く成立した勞働法規は經濟的制約の下に如何なる社會的機能を營むか、又經濟關係の變化に連れて如何に其の社會的機能を變化するに至る傾向があるかを取扱はうと思ふ。

(1) 三田學會雜誌、第二十四卷、第五號參照。

(2) “Kant oder Marx” 乃至 “Kant und Marx” なるテーマは好んで取扱はれるものである。然し之は反對に、筆者は嘗つて(三田學會雜誌第二十二卷、第七號所載)『獨逸古典哲學よりマルクスに至る間の社會概念の發展』、マックス・アドラーの所説に従つて、“Kant in Marx” なるテーマを取扱つた。即ちカントもマルクスも共に、社會の本質を『個人の種屬活動』乃至『社會化活動』に求めて居る點に於て共通して居ることを論じた。勿論カントは其の場合意識的に社會の本質論を展開しはしなかつた。唯、彼の批判哲學の精神からして、當然斯る歸結に達し得ることを云はれ得るだけである。然し、假令カントが意識的に社會の本質論を展開したにせよ、カントの社會本質論とマルクスの社會本質論とは根本的に其の課題を異にする筈である。カントが社會の本質を取扱ふとすれば、當然其の批判哲學の立場よりして彼は社會一般の認識を可能ならしめる主觀的先驗的形式を求めんとするに至る筈である。之に反して、マルクスが取扱つた社會の本質は、可能なる社會一般ではなく、歴史上に與へられた事實的社會の、認識形式ではなく、成立條件であつた。従つて表面上同一な『個人の種屬活動』なる結論に達し得たとしても、夫は一方の者に取つては可能なる認識条件であり、他方の者に取つては事實的成立条件であつた。更に夫々斯く『個人自體の種屬活動』なる結論に達する方法に於ても、一方の者は各個人の精神活動に先驗的に在する種屬的形式より導き出し、他方の者は經驗的に與へられた歴史上の一定發展階段に於ける經濟組織の強制力から導き出したのである。

斯くて、アドラーがカントとマルクスの内的關聯として見出した所の社會の本質論に於ては、夫々の本質論が課題とする所は全然其の性質を異にして居るし、従つて、其の探る所の方法も異つて来る。夫故全然其の性質を異にする兩者の課題を顧慮することなく、直接孰れの方法を採る可きやを判斷することは、全く不可能である。

- (3) Windelband, Kritische oder genetische Methode? in: Präludien, 3. Aufl. 1907 S. 328.
- (4) Max Adler, Kant und der Marxismus, S. 167-168.
- (5) Karl Diehl, Theoretische Nationalökonomie, Bd. I, S. 20.
- (6) 此の點の詳細に關しては、上掲拙稿『勞働法の研究方法』參照
- (7) Vgl. Kelsen, Über Grenzen zwischen juristischer u. soziologischer Methode.
- (8) Stammler, Wirtschaft u. Recht, 5. Aufl. S. 155-156.
- (9) Vgl. Karner, Die soziale Funktion der Rechtsinstitute, in: Marxstudien, Bd. I.
- (10) 此處で一言注意して置き度うことは、マルクス及びシニヤタムラーに於て解決された『經濟と法律』の關係である。前者に於ては『經濟が法律を制約し』、後者に於ては『法律が經濟を制約し』、一見正反對の如くに見ゆる。

然し兩者が取扱ふ『經濟と法律』の制約關係は全然別箇の事柄である。即ち前者に於ける『制約』は客觀的事實上の制約であり、後者に於ける『制約』は主觀的認識上の制約である。更に詳しく云へば、前者に於ては、客觀的歴史過程に於て或る新たな法規が生ずるが爲には、既に以前の同一法規内に於て著しく發展し、變化を成遂げた經濟關係の事實上の先在を必要とし、此の經濟關係の變化に制約されて初めて新たな法規が生じ、又斯くて生じた新たな法規が事實上營む社會的機能は常に經濟關係に制約され、假令法規は同一に止まつて居つても、經濟關係が次第に變化すれば、之に制約されて異つた社會的機能を營むことを主張するものである。即ち前者は常に客觀的歴史的事實の制

約に就いて語つて居るのである。之に反して後者は社會現象一般を我々主觀が認識するに當つて、論理上法律の先在を認めるときは、即ち法律が認識の先驗的形式なることを認めないでは、社會現象一般を認識し得ず、従つて法律は社會的經濟現象の先驗的認識條件(制約)だま主張するものである。即ち後者は常に主觀的な超歴史的な認識の制約に就いて語つて居るのである。

斯く兩者は全く其の性質を異にする『制約』に就いて論じて居るのであり、従つて直接兩者を比較することは不可能である。往々シュタムラーの立場よりマルクスの立場を反駁し、之に置代へんとするのは僭越の沙汰である。されば又シュタムラー自身も事實上は法律は至つて局限された間接の影響を經濟生活に及すに過ぬことを認め、次の如く云つて居る。『そこで法律は實際凡ゆる社會經濟現象に對する不可缺の(註、認識)條件ではあるが、然し決して夫々の經濟現象の(註、事實上の)成立に對する直接の原因を與へはしない。此の經濟現象の成立は寧ろ規定された社會生活内に於ける法律遵奉者の自發さ其の事實上の行動に基いて居る』(Stammler, Wirtschaft, u. Recht, 3 Aufl. Leipzig, 1914, S. 283)

されば筆者は經驗的事實を取扱ふ社會科學の一部門として法律學を取扱ふ場合、事實上の經濟的制約の下に法規を觀察し、以つて其の事實上の社會的機能を明かならしめんとするのである。

同様なことが又社會科學の一部門たる經濟學に就いても云はれ得る。確かに經濟關係は同時に常に一定の法規を伴ふが故に、一定の社會形態(例へば封建社會さか資本主義社會さか)の下に於ける事實上の經濟現象を觀察するに當つて、夫々それに適應する法規を顧慮することが必要であり、夫に據つて夫々の社會形態に於ける經濟現象の特徴が明かにされる。此のことはマルクスも否定しはしない、寧ろ反對に彼が『資本論』に於て資本主義社會の經濟的機構を解剖するに當つて、明かに資本主義社會に特有な法規に顧慮して居る。然し本來の經濟學の課題は事實的經濟過程を論ずるのであるからして、同一法規の下に事實發展し行く經濟現象間に傾向律、乃至通則を發見するにある。

されば、シュタムラーの社會哲學を經濟學に適用したカール・ディール(Karl Dietl)でさへ、次のやうに云つて居る。『我々も雖も決して同一の法律(註、法規)秩序内に非常に異つた社會狀態が生じ得ることを否定しはしないのであつて、夫故にこそ我々も亦常に法律(註、法規)の内部で發展する經濟狀態の實質的、事實的性質に對立して、法律(註、法規)の純形式的性質を強調したのである。』(Dietl, Theoretische Nationalökonomie, Bd. I, S. 47)夫故に『法律(註、法規)秩序は單に全體の廣い外的框を作つて居るだけで、其の框の内に經濟生活が發展することは決して忘れる譯にはゆかぬ。』(同書四七頁)此の『法律(註、法規)秩序が常に經濟生活の發展に對して廣い外的框を與へるに過ぎぬ』の事情は正に我々をば法律的要素を過重するの危險より免しめる筈である。『(同書四八頁)『經濟現象を研究し、敘述する者は先づ第一に共同生活體の現實の欲望充足を觀察すべきであるが、然し此の現象が其の下に現はれ來る所の法律形式を觀察すべきではないだらう。——現實の具體的様式、經濟共同生活體の事實的形。成。が問題なのであつて法律に據つて示された實現の可能性が問題とはならぬ。』(同書四九頁)。

斯くして、經濟學は其の研究に際して『廣い外的框』として法規に顧慮すべきではあるが、本來其の框の内に事實上展開する經濟現象を對象とし、其の間に通則を求むべきである。然る限り、筆者は大體カール・ディールの經濟學に賛成の意を表する者であるが、然し他方ディールが法律學の課題を全くシュタムラーに倣つて、『形式的存在』に於て研究すべきであるとなして居る點には絶対に反對の意を表する。(Vgl. ebenda, 3 Kapitel, Recht u. Wirtschaft, S. 36 ff.)

二

さて此の論文は以上に述べた方法に據つて、勞働法の本質を探明しやうとするのであるが、之に先立つて『勞働法』(Labour laws, droit ouvrier, Arbeitsrecht)なる用語が如何なる發達の跡を辿つて今日に至つたか、そして猶ほ今日に於てさへ其の使用は至つて不確定であり、成文法規に於ても劃一

的使用を見出しては居らぬことを述べやうと思ふ。と云ふのは、右の事情を明かにすることに據つて、我々が労働法の本質を探明するに當つては、第一に夫を歴史的特殊現象としてのみ把握しなければならぬことを、第二には所謂從來の理論法學的方法に従つて直接成文法規の解釋よりしては夫を探明し得ぬことを意識するに至るからである。

先づ労働法が最も早く發達し、而も最も完備して居る獨乙に就いて述べやう。(1)

一部分の法域を『労働法』と名附くるに至つたのは極く最近のことであつて、決して既に自由労働契約の弊害を矯正せんとしてなされた社會政策的立法の制定と同時に始まつたのではない。普魯西に於て工場労働者に對する最初の社會改良的法規(一八三九年、四月六日、幼年工保護法)が發布された時、人々は初めは唯、『工場法』(Fabrikgesetzgebung)と呼び、後に此の法規が全工業労働者に擴張されるに連れて、『労働者保護法』(Arbeiterschutzrecht)なる名稱が一般に用ひられた。次いで立法者が社會改良的觀念から經濟上の弱者たる被傭者の爲に制定した凡ゆる法規を此の『労働者保護法』の内に數へ入れたのであつて、其の場合雇傭主と被傭者との法律關係に對する私法上の規定たる、或は被傭者の爲に國家が雇傭主を取締る所の公法上の規定たる、乃至は團體上の處置たるこの如何を問はなかつたのである。

十九世紀の八十年代に社會保險(Sozialversicherung)が制定されると共に、此の『労働者保護法』なる用語は變つて來た、と云ふのは此の社會保險法が最初から從來の労働者保護法に竝んで或る特別なものとされて居つたからである。更に又此の用語は一八九一年六月一日の職業法(Gewerbeordnung)の改正法たる『労働者保護法』(Arbeiterschutzgesetz)に據つて、特別な意味を持つやうになつた、と云ふのは夫は組織上至つて密接な關係あるに拘らず、労働契約法(Arbeitsvertragsrecht)と區別されたからである。其の結果、『労働者保護法』、『労働者保險法』、『労働契約法』なる三領域が生じ、是等三領域全體の包括的名稱として『労働者法』(Arbeiterrecht)なる言葉が生じて來た。

偶々一九一一年の第二回目の社會保險法の改正の結果、社會保險が從來労働者に限つて居つたのを、所謂『使用人』(Angestellte)に迄及ぼすに至り、其の爲に用語上に新たな變化を來たした。即ち夫以後は『労働者』(Arbeiter)と『使用人』(Angestellte)との區別がなされ、夫等の共通の包括的用語として『被傭者』(Arbeitnehmer)なる言葉が用ひられた。從來の三領域の内、『労働契約法』だけは從來の名稱が存續し、之は労働者並に使用人の労働契約を包括したが、『労働者保護法』は之に對して『使用人保護法』が制定され、兩者の包括的名稱として『被傭者保護法』なる言葉が用ひられ、又『労働者保險法』に對して『使用人保險法』が制定され、兩者の共通の名稱として『社會保險法』なる言葉が一般に用ひられた。今や『労働者法』なる用語は全領域の共通の名稱としては最早不適當であり、若し吾人にして正確に云ひ表はさんとすれば、『労働者使用人法』(Arbeiter- und Angestelltenrecht)と名附く可く、又包括的名稱として、立法を専ら支配して居る社會改良的觀念に倣つて『社會法』(Sozialrecht)なる言葉が見出され、乃至は又全立法を『社會政策的立法』(sozialpolitische Gesetzgebung)と名附けられる。(2)

一九一八年の獨乙革命以後の所謂『新労働法』の内には、從來の温情主義的、資本家的立場よりす

る社會改良的思想と竝んで、團體主義的、社會主義的、特に國家社會主義的な法律政策上の勢力が立法に影響を及ぼし、即ち雇傭主並に被傭者の團體に據つて法律關係を規律せんとする觀念は賃率協約法乃至は調停制度法となつて現はれ、被傭者が經營の指揮に參與せんとの思想が經營協議會法となつて現はれ、國家が労働法上の法律關係の設定、廢止並に内容の決定に干渉す可しとの要求が拘束力宣言及び一般的拘束力宣言となつて現はれるに至つて、初めて從來の社會改良的な立場よりする『社會法』なる名稱は余りに一面的となり、此の全法域に對する名稱として『労働法』(Arbeitsrecht)なる新用語が用ひられた。(3)

以上述べ來つた如く、獨乙に於ては『労働法』なる用語は種々なる變遷を辿り、最初は工場法、次いで労働者保護法、労働者法、労働者使用人法、社會政策的立法、社會法、終に労働法に迄變つたのであるが、今日に於ても未だに此の用語は不確定である。例へば、革命に關聯して明かに此の法域を『労働者法』と名附くる傾向が強かつたのであつて、勿論其の場合政治的要求に合して、『労働者』と云ふ言葉の内には又使用人と云ふ意味をも含む筈である。(4) 他方又人々は労働法なる用語を頗る狭く限定して、例へば労働法に對して社會保險法を對立させ(5) 時には又被傭者保護法及び職業紹介法を除外し、終には労働法を労働契約法及び組織法上の問題に對する名稱に限つたり(6) 乃至は全く労働契約法のみに對する名稱として用ひて居る。(7)

斯る用語上の推移は明かにワイマル帝國憲法(一九一九年八月)の内に現はれて居るのであつて、此處に於て初めて『労働法』なる言葉が立法上に現はれたのである。憲法第一五七條第二項の『帝國は統一的労働法を制定す』との條文は明かに包括的な大概念の意味に解されるが、但し第一六一條の規定に従つて社會保險だけは除かれて居る。之に反して、第一六二條の所謂國際労働法の問題に於ては労働法なる用語は避けられて居つて、明かに労働者法の時代に倣つて次の如く規定して居る。『帝國は労働者の法律關係に關する國際的规定を代表す。』と。最後に第九號第七條の『帝國は労働法、労働者使用人の保險及び保護並に職業紹介に關する立法を有す』との權限規定は確かに再び労働法なる用語を用ひては居るが、此の場合條文中の『労働法』なる言葉の後に『特に』乃至『含めて』なる言葉を挿入して解釋す可く、従つて『労働法』なる言葉の後の文章は『労働法』なる言葉を説明するものと解す可きであるとし、此の場合『労働法』を大概念に解する者あれど、(8) 之に反して『労働法』と社會保險、被傭者保護及び職業紹介とが對立されて居ると解する者(9) に従へば、此の場合『労働法』は殆んど労働契約法の範圍に限られて居る。

丁度獨乙に於て此の法域に對し労働法、労働者法乃至社會法等種々なる名稱の用ひられて居る如く、他國に於ても等しく此の用語は至つて不確定である。例へば、英國並に其の自治領に於ては、Labour legislation, labour laws, industrial law と呼ばれ、合衆國に於ては、Labour legislation, labour laws と呼ばれ、佛蘭西に於ては、Législation sociale, législation industrielle, législation ouvrière, lois ouvrières, droit-ouvrier と呼ばれ、伊太利に於ては、Diritto del lavoro と呼ばれ、埃太利に於ては、Sozialpolitische Gesetzgebung, Arbeitergesetzgebung, Arbeitsrecht と呼ばれ、瑞西に於ては Arbeitsrecht, législation sociale と呼ばれ、瑞典に於ては、Arbetslagstiftning (労働者立法) と呼ばれて居る。

平和會議に於ける國際聯盟の労働に對する條例に就いて云つても、佛蘭西及び英國の條文には労働法なる用語の代りに『社會政策的立法』と云ふ意味の言葉が用ひられて居る。(10)

我國に於ても既に述べた如き外國と其の事情を同じくして、労働法なる用語は極く最近に使用され出されたに過ずして、其の用語の發達も略、同一經過を辿つて居ることは、労働法に關する著書の表題よりして推察するに難くない。(11)

(10) 『労働法』なる用語の發達に就いての研究はヤコビ(Erwin Jacoby)の如く、獨逸法に對しても、又他の外國法に對しても缺けて居るのであつて、比較的簡明な敘述を彼の著書 „Grundlehren des Arbeitsrechts“ (Br. S. 3. I. S. 34 ff.) に於て見出すことを得る。筆者は以下に於て彼の著書に従つて、此の用語の發達を述べるやうに思ふ。

(11) Vgl. Walter Kaskel, Arbeitsrecht, 3. Aufl. S. 2 Anm. 1 『労働法の概念の規定は論争的になつて居る。……此の概念を規定するに當つて、労働法なる名稱は何等の意義を持たぬのであつて、更に此の名稱は從來變動して來たのである。』(『社會法』『社會政策的立法』『労働者使用人法』)

(12) 『労働法』なる用語を提唱した先驅者として擧ぐ可きは、就中 Heinz Pothoff である。(Vgl. Probleme des Arbeitsrechts 1912; Zeitschrift „Arbeitsrecht“, 1914. zusammen mit Sinzheimer begründet, besonders das Programm, Arbeitsrecht I. 1914, S. 1 ff.)

更に重要なものとして、一九一三年の工業商業裁判官團體の聯合會の席上で行なれた Sinzheimer の次の講演である。„Über den Grundgedanken und die Möglichkeit eines einheitlichen Arbeitsrechts für Deutschland.“

(4) Vgl. dazu Meisbach, Deutsches Arbeitsrecht S. 16 f.

(5) Vgl. Kaskel, Arbeitsrecht, 3. Aufl. S. 5.

(6) Vgl. Bauer, Arbeitsrecht und Arbeiterschutz, 4. Aufl. Berlin 1924.

(7) Vgl. Adolf Günther, Arbeiterschutz und Arbeitsrecht, Berlin u. Leipzig 1920, 2. Aufl.

(8) Vgl. Kaskel, Das neue Arbeitsrecht, Berlin 1920 S. 7 f.

(9) Vgl. Pothoff, Richtlinien für das künftige Arbeitsrecht, Arbeitsrecht VIII S. 70.

(10) 第三九六條 „règlementation internationale de la condition des travailleurs et du régime du travail = international adjustment of conditions of industrial life and labour 第三九七條 questions ouvrières = questions of industry and employment 第四二七條 la réglementation des conditions du travail = regulating labour conditions.“

(11) 桑田博士著『工場法と労働者保険』(明治四一年)、『工場法と労働者問題』(社會政策學會論叢第一冊、明治四一年)關一著『労働者保護法論』(明治四二年)、豊原文男著『工場法要義』(明治四五年)岡實著『工場法論』

斯く世界大戰前の著書に『労働法』なる表題を見出すことは困難にして、此の用語が使用され出されたのは大戰以後最近數年來のことに屬し、又大學の講座として設けられたのも、大正十年東大に於て其の端を發するのみである。

三

前節よりして吾人は先づ第一に、労働法なる用語は今日に於てさへ法規上其の取扱が不確定であり、従つて從來の理論法學のなせる如く、直接法規其のものからして労働法の本質を探明するの絶對に不可能なることを知ると共に、第二に労働法なる用語の推移發展、特に工場法、労働者保護法、労働者法、労働者使用人法、労働法への推移は近世無産者階級が最初は工場労働者層として現はれ、次いで全工業労働者層に、更に全産業労働者層に、終には主として筋肉労働に従事する所謂労働者層以外に、主として精神労働に従事する使用人層に迄擴大し、夫等總ての階級層を無産者階級の陣營に迄吸収し、没落せしめた經濟的發展過程を反映するものであり、従つて労働法の本質は其の根

概に横たはる經濟的基礎より説明す可く、且つ歴史的特定發展階段の經濟的構造を反映するものとして、専ら歴史的現象形態としてのみ把握す可きことを知るのである。

夫故我々は勞働法の概念を明確に規定し、更に其の概念の構成要素を精細に分析し、以つて勞働法の本質を明かならしめるに先立つて、先づ勞働法の歴史的成立條件を探明しなければならぬ。

斯く勞働法の歴史的成立條件を探明すると云つても、其の場合勿論『勞働法』なる用語乃至は斯る用語を以つて綴られた法規の成立條件が問題なのではない。と云ふのは、既に述べた如く、我々の對象とする所の勞働法は、事實としての勞働法であり、事實上勞働法的な社會的機能を營む法規であるからである。

然らば、事實としての勞働法の歴史的成立條件は何か。勿論唯、『勞働一般』が存するだけでは足りない。(1) 若し勞働法を唯『勞働一般』に關する法であると考へるならば、右の條件だけで足り得るも、斯くする時は我々は丁度ブルジョワ學者の崇高な汎神論と同じ滑稽な結論に達する。資本の技術的概念(生産手段)と社會科學的概念(市民的生産關係)とを混同し、資本即ち生産手段であり、従つて資本及び資本主義社會の遍在と永續とを説くと同じく、社會の存立は常に生産を、従つて何等かの形の勞働を必要し、一方社會生活には常に何等かの形に於て法律が存するが故に、其の結果勞働法の遍在を説かざるを得なくなる。

又所謂『從屬的勞働』(abhängige Arbeit)(2) が存するとしても、猶ほ足らぬのである。と云ふのは『從屬的勞働』とは『勞働一般』の屬性を説明したに過ぎずして、兩者は全く同義語反覆に等しいからである。何故かと云ふに、マルクスの云ふ如く勞働は常に他人との關係に於て營まれる社會的勞働であり、又社會的勞働は常に直接社會團體か乃至は特定の個人かに從屬せざるを得ないからである。元來社會の存立、發展の基礎として社會的再生産を必要とし、此の再生産過程を圓滑に進轉させるが爲に、社會は其の構成員たる各個人に夫々適當な勞働を要求するのであるが、若し統制經濟の場合には明かに社會が直接其の構成員に特定の勞働を命ずるから、各人の勞働は社會に從屬することが意識されるが、無統制經濟の場合には、表面上特定の個人の命令下に特定の個人が從屬するかの如き現象形態を呈するも、兎に角常に勞働は社會的再生産の維持の爲に、社會への從屬性を帯びるに至る。

斯く『勞働一般』乃至『從屬的勞働』が存するだけでは『勞働法』は成立し得ないが、然し勿論『勞働に關する法』は既にあつた。先づ原始共產體に就いて云ふならば、夫等社會團體内には一定の勞働秩序が存し、酋長或は長老が其の秩序を維持し、之に反する者に對しては刑罰が課されたのである。而して自然に對する抵抗力の乏しかつた彼等には、今日の人々が想像する以上に嚴格な規定の下に共同勞働を、従つて團體に對する『從屬的勞働』を提供しなければならなかつたらう。

古代殊に希臘、羅馬の奴隸經濟の時代に於ては、『勞働に關する法』は物權法として現はれた。勿論此の場合『勞働法』はなかつた、と云ふのは勞働は殆んど全く奴隸に據つて提供されたからである。(3) 古代人は自由人が營利の爲に勞働を提供するなどは下品なことを考へて居つた。夫故自由人の賃銀勞働者は殆んど奴隸と同一に看做されて居つた。

奴隸は一箇の物に過ずして、販賣、贈與、賃貸借された。奴隸の勞働に就いて契約を結ぶ場合には、奴隸とではなく、奴隸の所有者と結ぶのである。牛馬の如く勞役に服する動物が物の賃貸借に據つて有償的に引渡されると同様に、奴隸も亦『勞務の賃貸借』(Locatio conductio operarum)に據つて有償的に引渡された。賃銀勞働を提供する自由人は自己の勞働力の賃貸人と看做され、其の勞働力(Operae)は賃貸物と看做された。自由人に相應しい勞働は無償で提供され、特に自由市民は精神勞働を無償で提供した。彼は自己の精神勞働を同市民及び國家に無償で與へたのである。夫は非自由勞働力(Operae illiberales)に對立しての自由行爲(Ars libera)であつた。斯くて治療、教育其他の所謂高級勞働は無償で行はれ、紀元三世紀に於ても猶ほ法律學、哲學の先生達には報酬請求權は認められなかつた。高級勞働無償の原則が破れた時でも、斯る勞働に對しては賃貸借法は適用されずして、寧ろ報酬契約を伴ふ委任の引受けと看做された。

中世、特に獨乙に於ては『勞働に關する法』は多分の身分法的色彩の下に現はれた。昔から勞働に關する獨乙法の解釋は羅馬法の夫とは全然異つて居つた。獨乙法では勞働は決して恥辱なりと考へられなかつた。獨乙法の雇傭契約は其の起原が債權法ではなく、寧ろ身分法にあるのであつて、其の根元に溯れば所謂忠誠契約(Treudienstvertrag)である。是は紀元八、九世紀の頃より、獨乙に於て主君(Gefolgsherr)と家來(Gefolgsmann)との間に結ばれた勞働契約の一種であつて、家來は主君に從順と勤勞(Gehorsam und Dienst)の義務を、主君は家來に保護、扶養及び代表(Schutz, Unterhalt u. Vertretung)の義務を負ふたのである。忠誠契約は勞働契約であるのに、何故其の本質上債權法的

ではなく、寧ろ身分法的なものであつたか云ふに、主君の誠實と家來の忠誠との人的連鎖を以て骨子とし、且つ家來は多く主君の一族の中に收容されて、其の一員として遇されてゐたが故である。

中世紀の經過すると共に、忠誠契約は消滅して、之に代つて物權法的な封建契約(Lehnvertrag)並に債權法的な雇傭契約(Dienstvertrag)が現はれた。然し雇傭主と被傭者との間に身分的關係を設けんとする在來の根本思想は、此の二つの孰れの契約にも現はれて居る。雇傭契約は主人と召使とを忠誠の絆で以つて結附ける。雇傭契約の最も古い形態は婢僕契約(Gesindevertrag)であつて、夫は一箇の債權契約で、夫々當事者の一方は勤勞を、他方は賃銀を得可き債權を獲得するのである。然し召使は主人の家族團體内に收容され、其結果身分法的な、又殆んど親族法的な結合が生ずる。主人は婢僕に對して命令權を有し、多くの場合體罰を課す權をも有する。然し、彼は又婢僕に對して賃銀を支拂ふの外、住宅を提供し、扶養し、疾病の際の費用を負擔し、教育を與へ、第三者に對して婢僕を保護し又代表する義務を負ふのである。婢僕は家族の權力に従ひ、主人に對して從順であり、彼を尊敬する義務を負ふ。

之に並んで都市では工業勞働契約(gewerbliche Arbeitsvertrag)が發達し、之はツンプト規約に據つて詳細な取締を受けて居つた。此の契約には債權法的な權限、義務と公法的な要素とが含まれて居つて、前者の要素は親方が職人並に徒弟と結ぶ契約(Gesellen- und Lehrvertrag)から生じ、後者の要素は親方に自己の職人並に徒弟に對する權利と義務を與へる。職人が常に親方の家族團體に收容される限り、此の契約は婢僕契約の發展と看做される。然し親方と職人との間に益、家族的關係が消

滅すると共に、契約は親族法的特徴を失つた。此の變革は既に『從僕』(Knecht)と云ふ名稱に代つて、眞に『職人』(Geselle)なる名稱が用ひられるに至つたことからして明かである。

十六世紀に於て羅馬法が承繼されると共に、『勞働に關する法』は私法的性質を帯び初めるに至つた。然し雇傭契約に關する羅馬法の規定が普通法になつたとは云へ、獨乙法本來の特徴は本質上何等失はれることがなかつた。獨乙法の雇傭契約は物の賃貸借と非常に類似はして居らなかつた。雇傭契約の主要部分は或は特別法に屬し、雇傭關係の身分法的側面が頗る強調され、更に勞働契約の債權法的性質は半公法的性質の爲に背後に押遣られて終つた。即ち地方に於ては普通に農民は自由ではなかつた。領主は自己の必要な勞働力を雇傭契約ではなく、農奴から徵發したのであつて、農奴は公法の規定に據り其の領主に勤勞を提供しなければならなかつたし、其の子供も領主の要求で一定の期間其の宮庭で婢僕として働く義務を負ふたのである。獨乙の固有法は最も強く親族法的性質を帯びて居る所の婢僕契約に存続した。普魯西州法は婢僕契約を親族法の内に數へ入れさへしたのである。

工業勞働契約も亦多くの點に於て在來の特徴を維持して居つた。職人はなほ徒弟と同じく親方の家に住んだ。ツンフトは強く勞働關係に干渉を加へた。然し之に加ふるに益、雇傭主の權利竝に被傭者の義務に關する官憲の取締が増加した。賃銀、勞働時間は官憲、即ち都市、國家に據つて規定された。職人は斯く職人として雇はれる迄には長い徒弟の期間を経過することを必要とした。徒弟の數は制限され、親方になるのは益、困難になつた。斯かるツンフトの獨占的、排他的傾向はやがてツ

ンフト以外の工業、即ちマニファクチャアと之に従事する勞働者とを發生せしめ、之が近代的プロレタリアの萌芽を構成するのである。(一六)

以上述べた所よりして近代は勿論のことであるが、原始時代にも、古代にも、中世にも『勞働に關する法』は存して居つたし、又恐らく將來に於ても社會生活の維持に再生産過程を、更に此の再生産過程に人間の『勞働一般』即ち『從屬的勞働』を必要とする限り永遠に存するだらう。斯る普遍的範疇としての『勞働に關する法』ではなく、歴史的範疇としての『勞働法』の成立條件は一體何であらうか。

右の問に對して筆者は次の如く卒直に答へる。其の條件は『勞働一般』即ち『從屬的勞働』が『資本への從屬勞働』と云ふ歴史的特別形態に於て現はれることである。筆者は更にマルクスに従つて、此の歴史的特別形態に於ける勞働の本質を分析して見やう。

先づ『資本』の概念から分析して掛らねばならぬ。何人も知る如く、マルクスに従へば資本は『剰餘價值を生む價值』であり、其の一般的公式は $C - M - C$ (或は $C - M - C'$) である。(一七) 所で貨幣が價值を増殖し、剰餘價值を形成し、斯くて資本化することは如何にして可能なのであらうか。即ち剰餘價值の源泉は何であらうか。夫は俗學的經濟學者が考るやうに流通行程即ち商品交換其ものから生ずるのでは決してなく、(一八) 特殊の商品の消費行程から生ずるのである。

即ち流通行程に於ては常に等價と等價とが交換され、商品は價值通りの代價が支拂はれるからして、資本の一般的公式の第一の行爲なる $C - M$ に於ても、第二の行爲なる $M - C$ に於ても、唯、等價

と等價とが交換されただけであつて、此の流通行程より直接余剰價値は生じて來ない。然るにも拘らず第一の行爲に於けるGと第二の行爲に於けるG'の間には明かに價値の増殖が認められるが、此の價値増殖を我々は第一の行爲に於けるWと第二の行爲に於けるW'の間に生じた變化、即ち流通部面の外に於て行はれた商品其物の變化に於て見出すより外にない。斯くて第一の行爲によつて得た商品の上に變化が生じなければならぬ譯であるが、其の商品の價値の上に生ずべきではない。なぜならば、既に述べた如く流通に於ては等價と等價とが交換されるからである。『要するに此價値變化は、商品の使用價値そのもの以外の所、換言すれば商品の消費以外の所からは生じ得るものではない。然るに商品の消費の中から價値を引き出だす爲には、我が貨幣所有者は幸ひ流通部面の内部に於いて、市場に於いて、使用價値がそれ自身價値の源泉になると云ふ特殊の性質を有する一商品、即ち現實的の消費がそれ自身勞働の體化であり價値の造出である所の一商品を見出さなければならぬことになる。而して彼れは事實に於いて、市場に斯る特殊の商品を見出すのである。勞働能力、換言すれば勞働力が即ちそれである。』(7)

然し貨幣所有者が勞働力を商品として市場に見出すが爲には種々なる條件が充たされて居ることを必要とする。

其の第一の本質的條件は次の如くである。蓋し『商品交換なるものは、それ自身に於いては己が性質に基く所のもの以外には何等の從屬關係をも含まない。かかる前提條件のもとに、勞働力はそれ自身の所有者、即ちそれを自己の勞働力とする所の人に依り商品として賣物にされるか又は販賣される限りに於いてのみ、又其理由に基いてのみ、商品として市場に現はれ得るのである。それは商品として販賣される爲には、所有者に依つて自由に處分され得るものであることを要する。換言すれば、彼れは自己の勞働能力の、自己の人格の自由なる所有者でなければならぬ。彼れと貨幣所有者とは互ひに市場で相會し、等格の商品所有者として相互關係に入る。たゞ一方は購買者、他方は販賣者であるといふ一點が異なるのみであつて、いづれも法律上同等な人である。かかる關係が持續し得る爲には、勞働力の所有者が常に一定の時間を限つて之れを販賣することを必要とする。なぜならば、若し之れを一括して賣り放しにするとすれば、彼れはとりも直さず自身自身を販賣することになつて、自由人から奴隸となり、商品所有者から商品に轉化されてしまふからである。彼れは絶えず人として、自己の所有物たり商品たる勞働力に關係して行かなければならぬ。而して彼れは其勞働力をば常に暫行的に、即ち一定の期間を限つて、購買者の支配に委ね、消費に歸せしむる限りに於いてのみ、換言すればそれを讓渡すればとて其所有をも斷念することなき限りに於いてのみ、斯くすることが出来るのである。』(8)

『貨幣所有者をして勞働力をば市場に商品として見出さしむる第二の本質的條件となるものは、即ち勞働力の所有者が自己の勞働の對象化された商品を販賣することができず、寧ろ彼れの生きた現身の中にのみ存在する所の勞働力そのものを商品として賣物にしななければならないといふ事實である。』(9)

『要するに、貨幣の資本化については、貨幣所有者が商品市場に自由なる勞働者を見出すといふこ

とが必要なる條件となるのであつて、此自由といふことには二重の意義がある。即ち、勞働者は一方に自由なる人として、彼れの勞働力を彼れの商品として支配すると同時に、一方また他人に販賣すべき何等の商品をも所有せず、徒手空拳、彼れの勞働力の實現に必要な一切の物から自由となつてゐるのである。』(10)

斯く『一方には貨幣所有者又は商品所有者を、他方には勞働力のほかに何物をも所有せざる人を生ぜしめるのは、自然の作用ではない。此關係は自然史的のものではなく、又凡ゆる歴史的時代に共通の社會的關係でもない。それは過去に於ける歴史的発展の産物であり、幾多の經濟的革命が行はれ、社會的生産の古き諸形態の全列が消滅した結果である。』(11) 否な夫はマニユファクチャーに其の端を發する近世工業の發展並に之が他の全産業部門への影響の結果生じたものに外ならない。

斯くて吾人は勞働法の歴史的成立條件としての『資本への從屬勞働』は直接夫自體『商品としての勞働力』であり、斯かる勞働力の所有者は二重の意味での『自由なる勞働者』なることが判明した。然し更に正確なる勞働法の歴史的成立條件——其の條件にして存するならば、直ちに我々は事實勞働法の存在を主張し得るが如き條件——を明かならしむる爲には、もう一步分析の歩を進めなければならぬ。

今度は『自由なる勞働者』に於ける二重の意味の自由が問題となるのである。一方の自由は既に述べた如く、法律上勞働者は自由人たる以上、自己の勞働力を自己の商品として自由に處分し得ると云ふ空虚な形式的自由であるに過ぎない。此の形式的自由は唯、流行程に於て白日の夢を樂しみ得る

に過ぎない。マルクスの皮肉な言葉を以つて次の如く述べて居る。『勞働力の賣買は流通、換言すれば商品交換の部面に運動するものであつて、此部面は實際のところ天賦人權の眞の樂園となつてゐる。其所に支配してゐるところのものは、自由と、平等と、所有と、ベントラムとである。自由！なぜならば勞働力の如き一商品の購買者及び販賣者は、彼等の自由意志によつてのみ、左右されてゐるからである。彼等は法律上同權の自由なる人として契約するのであつて、契約とは畢竟、彼等の意志に共通の法的表章を與へる終極的結果に過ぎないのである。平等！なぜならば、彼等はいづれも單なる商品所有者として相互に關係し、且つ等價を以つて等價と交換するからである。所有！なぜならば、各人は己れ自身の物のみ支配するからである。ベントラム！なぜならば、兩當事者とも自分のことだけを考へてゐるからである。彼等を結合して一つの關係に入らしめる唯一の權力は、彼等の利己、彼等の個人的利益、彼等の私的利害の權力である。而して何人も斯く自分自身のことだけを考へて、他人のことを顧みないからこそ、萬人みな事物の豫定された調和に従ひ、又は萬事に抜目なき攝理の保護のもとに、相互の利益となり、共同の利福となり、全體の利害に一致する所の仕事だけを爲ることになるのである。』(12)と。

斯る第一の形式的自由は第二の自由、即ち『他人に販賣すべき何等の商品をも所有せず、徒手空拳、彼れの勞働力の實現に必要な一切の物からの自由』、更に約言すれば勞働力以外の凡ゆる財産からの自由と云ふ實質的自由の爲に、其の白日の夢は破られなければならぬ。此の第一の形式的自由と第二の實質的自由との矛盾は既にブルジョワ社會の黎明を告げる佛蘭西革命の人權宣言其ものが暴

露して居る。人權宣言は身分的差別を撤廢し、萬人に對して法律上の形式的自由平等を保證したるも、他方財産所有に於ける實質的不自由不平等の爲に、身分に代つて階級的差別が現はれたのである。(13) 之と同じく、勞働の賣買、流通行程即ち勞働契約に於ける第一の形式的自由は纏て勞働力の購買者たる資本家が此の商品を消費する爲の流通部面外の、即ち入口に『無用の者入場謝絶』と書かれた生産場へ來ると、全く失はれて終つて、之に代つて實質的不自由、隸屬、壓迫、酷使が現はれるのである。斯く形式的自由から實質的不自由に勞働者を墜入れるのは所謂第二の自由即ち生産手段からの自由であり、唯、資本家のみが之を所有すると云ふ事實に基くのである。此の點の詳細なる分析は之を第五節で述べやう。

斯る第一の形式的自由と第二の實質的自由との矛盾の結果生ずる第三の實質的不自由は次第に大衆の意識に反映し、纏ては此の矛盾を或る程度迄緩和せんとする立法的努力が生じて來る。

要するに勞働法の成立に對する歴史的條件は次の二つの點にある。

第一に、自由なる勞働者の存在すること。

第二に、此の自由なる勞働者の形式的自由と實質的自由との矛盾から生ずる第三の實質的不自由を緩和乃至廢止せんとする立法的努力の存在することである。

筆者は此の二條件にして存する場合にのみ、常に確實に勞働法の存在を主張し得ると思ふ。

(1) 『同様に勞働法を勞働に關する法なりと單に同義語反覆的に解決するだけでは満足出來ない。勞働法は直接總て勞働を包括するのではなく、寧ろ全く特定種類の勞働のみを含み、そして勞働法で取扱はれる此の勞働事實を明かならしめ

ることが勞働法學の根本問題である。』 Jacoby, Grundlehren des Arbeitsrechts. S. 43. Vgl. Kaskel, Arbeitsrecht, S. 2 Anm. 1.

(2) 勞働法の歴史的成立條件として斯る勞働の從屬性(Abhängigkeit, Unselbständigkeit od. Unterordnung)に重きを置く者は多數ある。例へば Sinsheimer (Grundzüge des Arbeitsrechts. S. 4), Polthoff (Wesen und Ziele des Arbeitsrechts, S. 6 ff.) Nipperdey (Beiträge zum Tarifrecht S. 116 Anm. 22) Stockhausen (Die Abhängigkeit des Arbeitnehmers im Arbeitsvertrage, Arb. R. XI 1924 Sp. 393), Kaskel (Arbeitsrecht, S. 66) 孫田秀春著(勞働法總論四四頁以下)等がある。是等の著者は勿論勞働に『從屬性』なる性質を附與することに據つて、近代の勞働者が資本家に從屬する事實を明瞭ならしめんとして居る。然し單に『從屬性』と云ふ概念だけでは此の近代的勞働の歴史的特殊性を明瞭ならしめ得ない。以下に述べる如く、勞働は常に『從屬性』を帯びるものであつて、唯、此の『從屬性』は歴史的過程に於て其の量及び質が異なるのであつて、我々に取つては歴史的発展階段の或る特定の量と質を持つた『從屬性』の概念を明瞭にすることが問題なのである。

(3) Mathaei は其著 Grundriss des Arbeitsrechts の巻頭に於て、古代に勞働法なきことを正常に主張して居る。(一頁)然し彼は中世に至るや、不當に、恐らく不注意に勞働法云々と述べて居る。即ち『十六世紀に於て初めて、羅馬法の承繼されると共に、勞働法の私法的性質が發達し初めた。』と。勞働法の成立を中世に見出すことは絶対に不可能である。

(4) 以上『勞働に關する法』の歴史的発展過程に就つての敘述は主として Mathaei, Grundriss des Arbeitsrechts S. 1-4 に據つたのであるが、更に右の著書を基礎としての詳細なる論述は、之を孫田氏『勞働法總論』九一頁—一二二頁に於て見出すことを得る。

(5) Vgl. Marx, Das Kapital, Bd. I. Kap. 4. (1) Die allgemeine Formel des Kapitals. S. 109 ff. herausgeg. Engels. 高島氏譯(新潮社版)一卷第四章(一)一五七頁以下、河上肇、宮川實共譯(岩波文庫)一卷第三分册二四七頁以下。

- (9) Vgl. Ebenda. Bd. I. Kap. 4. (2) Widersprüche der allgemeinen Formel. S. 118 ff. 高島氏譯同書一七〇頁以下、河上氏譯同書二六七頁以下。
- (7) Ebenda. S. 129-130. 高島氏譯同書一八七頁。
- (8) Ebenda. S. 130. 高島氏譯、同書一八七—一八八頁。
- (9) Ebenda. S. 131. 高島氏譯同書一八九頁。
- (10) Ebenda. S. 131. 高島氏譯同書一八九—一九〇頁。
- (11) Ebenda. S. 132. 高島氏譯同書一九〇頁。
- (12) Ebenda. S. 138-139. 高島氏譯同書一九九—二〇〇頁。
- (13) Max Adler, Die Staatsauffassung des Marxismus. S. 36.

四

前節に述べた如き歴史的條件の下にのみ成立する労働法を、今度は概念上明確に規定することが問題となる。即ち労働法の定義を與へることが問題なのであるが、然し嚴密にして何等論難の余地なきが如き定義を下すことは恐らく萬卷の書を讀破すると雖も猶ほ困難であらう。筆者は此の場合從來多くの學者に據つて企てられた種々様々な定義を一々擧げ、之を批評するの余裕を持たなす。

(1) 唯、筆者が大體に於て最も妥當なりと信ずるシンツハイマー(Hugo Sinzheimer, Grundzüge des Arbeitsrechts.)の所説に多少の補修を加へつゝ、労働法の概念を規定し、更に次節に於て其の要素を分折しやうと思ふ。

蓋し、労働法は『被傭者の關係を規律する統一法である。』(2)

一、労働法は統一法である。夫は公法と私法とを含む。(3) 此の兩種の法律は労働法に於ては不可分のものである、と云ふのは夫等は密接に關聯して居るからである。労働法が公法である場合には、夫は私法を前提とする。又労働法が私法である場合には、夫は公法を前提とする。例へば、労働者保護を考へてみよ。労働者保護は労働關係に其の基礎を見出すのである。此の基礎は私法に屬する。然し労働關係から生ずる此の私法的關係、例へば賃銀請求は公法例へば賃銀保護(Lohnsicherung)に據つて補充される。又労働法の或る範圍が専ら公法乃至は私法に屬する場合に於てさへ(例へば労働者保險乃至は労働契約の解約の申入)、公法と私法とは全構成の不可分の一部をなして居る。労働法の主要法制、例へば賃率協約(Tarifvertrag)の如きは私法に屬すると同時に又公法にも屬することになる。夫故労働法の本質は夫を全體として觀察する場合にのみ明らかとなる。吾人が公法的な労働法を私法的な労働法から區別しやうとすれば、假りに或る區別がなされ得るとしても、労働法の凡ゆる部分の密接な關聯は破壊されるだらう。だからと云つて、公法と私法との間に嚴然と存する區別は労働法に取つても決して否定されはしない。労働法は此の區別を認めざるを得ない、と云ふのは現行法が夫を前提として居るからである。即ち立法上、竝に特に裁判管轄權上此の區別を認めざるを得ない。斯く労働法が兩法域に不可分に屬して居ると云ふことの内に、労働法の取扱ふ材料の特質が現はれて居るばかりでなく、労働法が單に個人の利害を越へて人間の社會組織全般に對して有する根本的意義が示されて居る。

二、労働法は被傭者の關係を規律する。労働法の對象をなす労働は、既に述べた如く『労働一般』

ではなく、又所謂『從屬的労働』でもなく、専ら『資本への從屬労働』であり、即ち『自由なる労働者』の労働であり、總て其の經濟的地位の類似より自由なる労働者と同位に置かる、『使用人』其他の労働をも含めての『被傭者』の労働である。即ち労働法は『労働に關する法』と同意義ではない。其の取扱ふ労働が被傭者の夫である場合にのみ、労働に關する法は労働法となる。斯く労働法を限定することは労働法の歴史的發展と一致するものであつて、其の發展は所謂近世の労働運動に結び附いて居る。労働法は夫を構成するに際して、此の労働の歴史的特殊形態に顧慮す可きである。(4) 斯く労働法の概念を限定することは最近の立法並に文献に於て廣く見出され得るのである。(5)

三、労働法は被傭者の關係を規律する。蓋し被傭者の關係が問題となるのは、當該規定が規律せんとする人が被傭者であることを前提とする場合に限る。被傭者が消費組合を設立した場合に、其結果生ずる關係は何等労働法的關係ではない、何となれば其の關係を規律する法は人が被傭者であることを前提としないからである。労働法は被傭者の關係を總て規律する。此處で取扱はれる關係は單に被傭者と雇傭主との關係に止まらない。即ち労働法は労働契約法と同一ではない。夫よりも遙かに廣いのである。労働法は被傭者と雇傭主との間に存せざる關係をも含む。従つて、團結權(Koalitionsrecht)、失業救済(Erwerbslosenfürsorge)、職業紹介、労働者保險、經營協議會法、賃率協約等から生ずる關係をも含むのである。斯く人が被傭者であるが爲に生ずる法律關係の總體こそが労働法である。(6)

四、労働法は被傭者階級の特別法である。蓋し總て法律は其の本質に於て階級性を帯びるものである。(7) 一見國民全般の爲に存するが如き外觀を呈する近代の民法(das bürgerliche Recht)は確かに階級的の意味に於てブルジョワの法律(ein „bürgerliche“ Recht)である。何故かと云ふに、民法法典の多くの規定は其の本質上自由平等なる人格を、權利主體を前提として居るからである。斯く民法の前提とする自由平等なる權利主體はエンゲルスの嘲笑せる如く現實には存し得ないのである。即ち『二人の人間とその意志とが相互に全く平等であり、孰れの者も他に何等命令しないやうな根本的公理を作り上げる爲には、我々は未だ決して總て任意の二人を用ひる譯にはゆかぬ。夫は甚しく凡ゆる現實から、此の地上に生じ來る國民的、經濟的、政治的、宗教的關係から、凡ゆる性的並に個人的特質から解放され、其の結果一方の者にも又他方の者にも、單に人間と云ふ概念以外に他に何等残らざるが如き二人の人間であらねばならぬのであつて、其の場合には確かに彼等は『完全に平等』である。(8)

斯く現實に於ては自由平等なる權利主體の存在し得ざるにも拘らず、猶ほ民法が夫を根本的前提として居る點に民法のブルジョワ法律たる所以が存する。各權利主體が少くとも形式上自由平等に接觸し得る唯一の現實界は之を商品市場に於て見出すことが出来る。其處では各商品所有者は取引の締結に際し形式上自己決定の自由を享樂し、等價と等價とが交換されることに據つて平等を實現する。此の商品市場に於ける形式上の自由平等——夫はブルジョワ革命の熱狂者に據つて神聖なる万能藥に迄高められたのであるが——は貨幣、生産手段を所有する商品所有者、即ちブルジョワに於てのみ實質上の自由平等に迄高められる。

之に反して單に勞働力以外に何等の商品をも所有せざる者に取つては、此の形式上の自由平等は實質上の夫に高められざるのみが、實質上の不自由、不平等を持ち來したのである。而して既に述べた如く、此の矛盾の立法的反映が即ち労働法なのであつて、労働法は民法と全く異なり、最初から不自由、不平等な人格、權利主體、即ち經濟上の弱者としての被備者階級を其の根本的前提として居る。

換言すれば、抽象的な形式上の自由平等の權利主體を前提とする民法は、『確かに企業家の權力に對抗して箇々の労働者の隷屬を消滅せしむる所の労働者の團結に就いても、賃率協約に據つて労働契約の本來の契約締結者たる所の大職業團體に就いても何等知らずして、専ら箇々の契約當事者と箇々の労働契約とを知るだけである。最後に民法は經營の團體的統一に就いて何等知らない、と云ふのは民法法典は相互に何等の法律的紐帶に據つても結付けられて居らぬ所の被備者と同一の雇傭主との多數の労働契約を見得るに過ずして、然し經營の確固たる社會學的統一たるの特徴を見ることが出来ぬからである。民法は本來真く唯、の立木の前に森を見なかつたのである。然し正に此のことが労働法の本質であり、労働法が更に現實的な所以である。労働法は抽象的な民法のやうに單に、人格を見ずして、寧ろ企業家、労働者、使用人を見るし、單に個人に限らず團體及び經營を、又單に自由契約に限らず此の外見的自由契約の背景をなして居る所の烈しき經濟上の權力闘争をも見るのである。』(e)2。

斯くして労働法は假令へ本來夫に屬す可き法規の多くが現在民法法典中に猶ほ含まれて居るにせ

よ、全く独自の法域を構成し、専ら被備者階級の特別法として存するのである。労働法が斯く自由平等ではなく、不自由、不平等な、經濟的弱者たる被備者階級を前提として居る點と、第一に述べた労働法に於て私法と公法とが統一をなして居る點、——此の二つの點こそが労働法をして憲法、民法、商法等に對立して独自の法域を構成するを得しむるのである。

(1) 労働法の種々なる定義を夫々分類して、之に批評を加へたものとしては、Jacobi, Grundlehren des Arbeitsrechts, S. 39 60. を参照せられたし。

(2) Sinzheimer, Grundzüge des Arbeitsrechts, S. 3.

(3) 從來凡ゆる法律部門に於て認められて居つた所の公法と私法との區別は、労働法に於ては如何に取扱はる可きか、問題とされる。之に對する解答は、大體次の二つに分類することが出来る。

(第一) 先づ第一に労働法の領域では公法が重きをなして居ることを確證し得る者がある。(例へば、Nussbaum, Das neue deutsche Wirtschaftsrecht 2. Aufl. 1922 S. 1.; Hedemann, Einführung in die Rechtswissenschaft 2. Aufl. S. 229)

夫から更に一步を進めて、労働法を總て公法に歸せしめんとする者がある。(例へば、Sier-Sonlo, Reichs- und Landesstaatsrecht Bd. 1 S. 14)

右の事を證明せんとして、次の事實に求めて居る。即ち、労働法には新法制を公法的に規律せんとする傾向があることと事實に求めて居る。(vgl. Kaskel, Das neue Arbeitsrecht S. 28, Arbeitsrecht S. 3; Hedemann, Grundriss des Schuldrechts S. 172; Nussbaum, Das neue deutsche Wirtschaftsrecht 2 Aufl. S. 1.) 或は又、獨逸に於て、從來私法に屬せし賃率協約が公法に置かれた事實等からして、從來の私法的制度を公法的制度に變ずることを證明し得ることなしに居る。(vgl. Sinzheimer, Arbeitsstatutgesetz S. 190 ff. ; "Übergang des Rechts aus staatlichem Privatrecht in soziales

Verfassungsrecht, "S. 23: "Sozialisierung des Privatrechts"; Boos, Der Gesamtarbeitsvertrag nach schweizerischem Recht 1916 S. 146 ff.; Hedemann, Schuldrecht S. 163, 175, Das Bürgerliche Recht und die neue Zeit S. 11, 12, 16, Nipperdey, Kontrahierungszwang 1920. S. 1, 29.)

(第二) 他方、労働法に於ては私法と公法とが混和し、綜合して居る者がある。(vgl. Bühler, Arbeitsrecht 1926 S. 29) 此の混和、綜合の爲に純私法は消滅し、(Hedemann, Schuldrecht S. 162) 私法の新たな種類が生じ、夫は同時に公法でもあることになる。労働法の法規は一部私法を公法の構造を同時保持するものなり。(Richard Schmidt, Einführung in die Rechtswissenschaft 2. Aufl. S. 24, 355, 359; Sinzheimer, Arbeitsarbeitsgesetz S. 127 ff.) 公法的權力を私法的權力が其の内に於て融合する筈である。(Richard Schmidt, Einführung 2. Aufl. S. 354 ff.) 夫故、労働法は私法と公法との中間階段、即ち同時に私法的であると共に公法的でもあり、従つて専ら孰れでもなく、寧ろ特殊な法律なりと解される。

此の労働法に於ける私法と公法との問題に就いての更に詳細なる研究は、Jacobi, Grundlehren des Arbeitsrechts S. 377-424 を参照せられ度し。

(4) 斯かる労働の歴史的特殊形態から出發して、最初に労働法を科學的に研究したものは、Philipp Lotmar, Der Arbeitsvertrag nach dem Privatrecht des Deutschen Reichs, 2 Bde, 1902, 1908 を挙げ得る。

(5) 斯る解釋へ轉換せしむるに與つて力あるものとしては、恐らくシンツンハイマーが云ふ如く、一九一四年創刊された Heinz Potthoff の編輯に係る雑誌 "Arbeitsrecht, Zeitschrift für das gesamte Dienstrecht der Arbeiter, Angestellten und Beamten" の序文であらう。即ち曰く「我々は労働法の下に、労働關係を基礎とする法を考へる、更に詳しく云へば、企業家と彼に勤務を提供する者との間の労働關係を基礎とする法を考へる。」云々。

(6) 斯る大概念としての労働法は、既に獨逸のローヤル憲法で認められた事は既に述べた。第二節参照。

(7) 何故に法律が必然的に階級性を帯びるか、即ち法律の階級性に就いては他日詳細に述べやうと思ふ。云々のは、此の問題は労働立法、即ち政策論に移つた場合、決定的な重要さを持つからである。蓋し總て法律を制定するに際しては、之が指導理念、即ち理想が存す可く、労働法を制定するに當つても之が理想を先づ決定するを要し、此の理想の決定は階級的制約から絶対に脱し得られぬからである。今は二三の参考文献を挙げるに止める。

- Vgl. Anton Menger, Das bürgerliche Recht u. die besitzlosen Volk-klassen; Karner, Die soziale Funktion der Rechtsinstitute; Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre u. Marxismus.
- (8) Engels, Herr Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft. S. 94.
- (9) Gustav Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft. S. 154.

五

労働法は物的要素と人的要素とを含んで居る。物的要素は『資本への従屬労働』であり、人的要素は『被傭者』である。

(A) 資本への従屬労働
a 労働

法律上労働とは他人の欲望を充足せんとの目的を意識せる人間活動である。

一、人間活動としての労働は人間の個人的機能である。労働の基礎は個人の労働力であり、即ち『人の現身の中に、生きた人格の中に存在する身心能力の總括である。』(1) 労働は労働を營む者と不可分である。労働を營む者は労働の給付に際し、『給付の初から終り迄で労働と密着して居り、労働が彼れの生命の一部をなして居る。』(2) からして、労働に關する規定は總て直接労働を營む者を

捉へる。彼れの人格は勞働の執行の内に『織り込まれ、従つて緊張、損害及び危険に曝されるのであつて、是等は物の給付に取つては縁遠いのを常とする。』(3) 勞働は然し又勞働を營む者の中に不可分に存する。勞働は彼れの存在の一部をではなく、寧ろ彼れの全存在を捉へる。人間は勞働することに據つて、『彼れが意識して居り、且つ法則として彼れの行爲の種類及様式を決定する所の、而して其下に彼れの意志を從屬せしめなければならぬ所の目的を實現するのである。而して此意志從屬は決して孤立的の行爲ではない。勞働する身體諸器官の緊張の外に、尙ほ注意として現はれる目的意志が、勞働の全繼續の上に必要である。』(4) 勞働は夫故活動状態にある人間自身である。勞働は人間の自分自身に對する自然的關係を現はして居る。人間とは其の力を勞働に現はす所の者である。勞働は人間に屬し、人間は勞働の爲に自己の力を働かせる。

従つて、勞働は財産の源泉ではあるが、然し決して財産の支出ではない。勞働の給付と財産の給付とは相互に異なる。(5) 財産は人間の外部に存する物よりなる。勞働は活動する人間自身である。財産は法律に據つて人間に結付けられて居る。勞働は彼れに自然に屬し『人間の肉と血との外には其の容器を』(6) 持たぬ。財産は人間生活の物的基礎であり、夫自身の内に何等の目的を有せざる所の物の世界に屬し、此の世界の規定は人間に對して手段である點に存する。勞働力は人間生活の人的基礎であり、夫は自己の目的を有する所の精神的存在の世界に屬し、其の世界の規定は専ら他人の目的の手段になる點には存し得ないのである。『目的の王國に於ては總て價格か品位かを持つのである。』人間は品位を有するのである。然し品位は凡ゆる單に相對的にして任意の目的を抑制する所の

制約たる格率として總て(7) 役立つのである。

二、他人の欲望を充足する爲の人間活動としての勞働は又人間の社會的機能でもある。人間は専ら個人ではなく、彼れの行爲並に力は自己にのみ屬しはしない。人間は互に頼り合ひ、彼等の間には或る者の生活を他人の生活に依存せしむるが如き作用が存する。斯る作用が存する場合に、密接なる組織體としての社會が存するのであつて、個人は其の内に織込まれて居るのである。全體が大さな社會的經營であり、其の内部に於て生活の生産並に再生産が總ての者の共同動作に據つて行はれ、且つ個人は個人意志の所持者であるばかりでなく、又社會意志の所持者でもある。競争でさへ協業即ち社會經濟に外ならぬのである。『競争は個人經濟の立場から見ると競争なのであつて、全體の立場から見ると協業なのである。』(8) 此の事柄は、法律が一般に唯、抽象的な、凡ゆる關係から分離された、獨立に存する所の實體として人格を考へ、夫等人格の關係をば唯、自己の欲望に役立つ以外に他に何等の機能を有せざる所の私的關係なりと解して居る事實に據つて、何等變ぜられるものではない。法律は個人的姿の背後に作用する所の力をば除くことも出来ないし、夫等の力に方向と内容を與へることも出来ない。此の力が作用する場合には、個人は一個の人格ではなくして、社會現象の人格化したものである。斯くして個人的存在の内に同時に全體の存在が構成され、(9) 其の場合人々が夫を知り、且つ欲するか否か、乃至は又其の全體がヘーゲルに於けるが如く獨自の本體を有し或は『壓伏的な自然律としてのみ個人的專擅に對立して自己を主張し得る』(10) か否かは問題ではない。

斯くして、此の根本思想を勞働に適用するならば、勞働は單に個人と不可分であり、個人の内には不可分に存するに止まらず、又全體と不可分であり、全體の内には不可分に存するのである。

b 資本への從屬性

前述の如く勞働一般は個人的機能として個人自體と不可分であると共に、他方社會的機能として全體即ち社會と不可分である。而して此の第二の屬性からして、既に第三節に述べた如くに勞働一般は常に社會への從屬勞働として現はれ、其の場合此の從屬性が直接社會へか、夫とも間接に特定の個人を通じての從屬性か、孰れの現象形態を取るかを問はぬのである。勞働の此の社會への從屬性は經濟組織の異なるに従つて種々なる歴史的形態を取つたのである。

蓋し勞働は人間が自己を處分することに據つて造り出されるのである。此の處分權は彼れに生れながらにして與へられて居るものである。即ち自然的事實としては勞働人格と勞働處分權とは結びいて居る。然し法律に據つて人格と處分權とを分離せしめ、唯、處分權のみを他人に歸屬せしむるが如き歴史的現象形態が生じた。斯る現象形態が一般に成立するに至つたのは全く近世のことに屬し、實に自由なる勞働者の存在を必要とするのである。

古代に於ける勞働の主要形態たりし奴隸は夫自體物件として取扱はれ、何等の人格も認められて居らなかつたからして、彼に於て勞働人格と勞働處分權との分離を考へることは絶対に不可能である。中世に於ては勞働は身分法的色彩が強かつた。即ち古代に於けるが如く人格が全然否定されることはなく、勞働人格が認めらるゝが、一方勞働處分權と全く分離せしむることは許されなかつた。

たと云ふのは、他人に勞働處分權を讓渡することは同時に他人(例へば領主、親方等)の一族乃至家族團體内に收容されることであり、従つて身分法的、殊に親族法的關係が生じ、其の勞働人格も身分上他人に從屬することになつたからである。

勞働人格と勞働處分權との分離は唯、自由なる勞働者、即ち「一方に自由なる人として、彼れの勞働力を彼れの商品として支配すると同時に、一方また他人に販賣すべき何等の商品をも所有せず、徒手空拳、彼れの勞働力の實現に必要な一切の物から自由となつてゐる」所の勞働者が存在してこそ、初めて事實上可能となつたのである。何となれば、自由なる勞働者に於ては、先づ第一の自由、即ち法律上認められた自由人格に據り、勞働人格が認められると共に自己の勞働を自由に處分する所の勞働處分權も認められ、次いで第二の自由、即ち凡ゆる生産手段からの自由に據り、彼は生きたが爲に自己の所有する唯一の商品たる勞働力即ち勞働處分權を生産手段の所有者たる資本家に譲らざるを得ずして、斯くて勞働人格と勞働處分權との分離が生ずるからである。斯く社會への從屬勞働が歴史的特別形態を取つた場合にのみ、資本への從屬勞働が存するのである。即ち資本への從屬勞働とは資本家の處分權の下にある他人の勞働である。

斯くて勞働の現象形態は變化する。勞働は勞働を營む者の個人的並に社會的機能たることを外面上止める。勞働は他人たる資本家の、否な唯一人の資本家の機能となる。(11) 勞働を營む者が自己並に全體に對して立つ所の自然的關係の中に、他の關係即ち彼れを自己並に全體から外見上分離する所の關係が現はれる。従つて資本への從屬勞働は既に述べた如き、單に經濟的制約の爲に必然的に

社會に從屬して給付される所の從屬勞働一般ではない。夫は勞働を營む者が法律上勞働處分權のみを資本家に讓渡することに據つて給付する所の勞働である。

さて勞働一般を資本への從屬勞働たらしむる所の、資本家に讓渡された此の處分權の諸特徴を詳細に分析しやう。

一、此の處分權は權力である。蓋し人間關係には二様の種類がある。即ち債權的關係か組織的關係かである。前の場合には個別的關係が、後の場合には統一的關係が問題となる。(12) 債權的關係は取引、即ち財の交換に役立つ。組織的關係は組織、即ち統一力に據る經濟の構成に役立つ。個別的關係に於ては、各個人は互に分離して居り、彼等は取引行爲を營む。統一的關係に於ては、各個人は個人たることを止め、彼等は一箇の全體の一部となる。個別權に並んで統一權が成立する。

此の統一的關係が存續し得んが爲には、一々の指揮命令の下に各個人をして統一的に働かしむる所の法律權力が必要である。夫は統一を司る所の權力である。『多數の個人が協力する一切の勞働を通じて、その行程の聯絡と統一とは、必然的に一つの命令意志を以つて、又オーケストラの樂長の機能と同様に部分勞働ではなく作業場の總活動に關聯するところの諸機能を以つて、代表される。これは、如何なる結合的生產方法に於いても爲されねばならない一つの生産的勞働となつてゐる。』(13) 此の統一的關係が其の目的を達し得んが爲には、更に凡ゆる個別的動作を一つの統一的動作に統一する所の法律權力が必要である。夫は此の統一を利用する所の權力である。此の統一内に活動する各個人の個別的動作は其の本來の自然的支持者から分離され、法律上直接此の統一の支持者に歸屬する。斯くして多數の者の働きは一箇の働きに、多數の手になる部分生産物は一つの手になる總生産物となる。斯る作用は意志作用ではなく、寧ろ機能作用である。其の作用は假令へ支持者が夫を意志しなくとも生ずるのである。又其の作用は支持者が意志無能力者である場合にも生ずるのである。即ち此の統一的動作は直接統一内で行はるゝ働きから生じて來るのである。何故かと云ふに、此の統一は一つの客觀的組織であつて、夫自體の内に自己の法則を有し、従つて其の作用は個人の意志乃至意志能力に據つて決定されずして、其の組織に據つて決定されるからである。

斯くの如く、一つの手に讓渡された各個人の勞働處分權は、應て各個人の個別的勞働を統一的に處分するの必要上、其の手中にあつて權力に迄化す。此の權力は行政權的機能と財産權的機能とを持つ。第一の機能に據つて夫は人間に對する支配を、第二の機能に據つて財産權を行使するのである。

二、此の處分權は他人たる資本家の權力である。蓋し問題となるのは、單に權力が存すると云ふことではなく、誰に其の權力が屬するかと云ふことである。既に述べた如く、勞働は通常統一的形態を取つて現はれる。即ち勞働は社會的再生産過程の維持の爲に、必然的に社會への從屬勞働として現はれ、従つて常に各個人に對する公的乃至私的處分權が存する。

若し各個人が其の成員として居る所の公共團體に權力が歸屬する場合には、夫は公共的であり得る。若しも各個人が其の共同員として屬する所の共同團體に權力が歸屬する場合には、夫は共同的であり得る。最後に若し各個人が夫に隸屬して居る所の或る人に權力が歸屬する場合には、

夫は他人の權力であり得る。其の權力は權力隷屬者の共同意志乃至總體意志を現はさずして、寧ろ唯、其の權力の所持者たる個人意志を現はす。其の權力は私權に由來し、共同權乃至總體權に由來しない。斯る場合には、其の統一は私人の意志の内に含まれて居る。

斯くの如く勞働は常に從屬的勞働であるが、此の勞働を資本への從屬勞働ならしめる所の處分權は他人たる資本家の權力である。資本家たる雇傭主は自己の權力をば、彼並びに總ての個人を包括する所の公共團體の機關として行使するのではなく、又各個人が同時に權力隷屬者たると共に權力所持者となる所の共同團體の事務擔當者として行使するのでもなく、寧ろ私的有權者として自己の名と自己の計算に於て行使するのである。丁度昔の自然法の見解に従へば、國家の統一は専ら支配者の人格の内に現はるゝ如く、現代の法律觀に従へば、今日の經濟的統一は専ら雇傭主の人格の内に含まれて居る。經濟的統一の内部に作用する統一權の唯一の所持者は雇傭主であり、彼れに總ての力が隷屬し、總ての個別的作用は彼れの内統一されて居る。彼れの權力は一定の箇々の關係に於ては、權力の隷屬者を權力の行使に參與させることに據つて、制限され得るし、從つて彼と他人との間に或る限定された權力共同體が成立する。然しそれだからと云つて、彼の權力が私的權力たることを止めはしないのであつて、制限の存さざる限り排他的權力が生ずる。

斯くして次の如く結論し得る。即ち、勞働が公共的乃至共同團體的處分權の下に給付される場合には、社會への從屬勞働一般は存しても、資本への從屬勞働は存さないものである。されば、國民的義務として國家の統帥權の下に給付する兵役並に生産組合の組合員が給付する勞働は決して資本への從屬勞働ではない。勿論此の場合は勞働法に屬さない。然し資本への從屬勞働を給付する者が、同時に其の勞働を給付する所の會社の株式を所有することは可能である。又同様に、國家並に地方團體の成員であり乍ら、夫等國家並に地方團體に資本への從屬勞働と同位に置かれ得べき勞働を給付することも可能であり、事實行はれて居る。

三、此の處分權は他人たる資本家が自由人の上に有する權力である。蓋し人の上に及ぼす他人の處分權は歷史上種々なる變遷を辿つた。即ち不自由人並に自由人に對する權力とがあつた。

既に第三節に述べた如く、不自由人に對する權力は權力隷屬者の意志に據つて、成立したのではなく、寧ろ權力所持者の取得行爲乃至相續に據つて成立したのである。更に之と並んで、事實自由意志からして奴隷に身を投ずる者もあつた。然し乍ら其の爲に不自由の性質は變ぜられなかつた。奴隷は一箇の物件である。彼は財産目録中の物品と同じく、主人に屬するのである。不自由人は物件として、商品として取扱はれ、可愛い家畜と看做されたのである。不自由人は權利無能力者である。彼は私權も公權も持ち得ない。彼は人格ではない。彼の主人のみが人格を持つ。主人に總てが屬し、主人に據つて總てが行はれ、主人が唯一の名宛人である。主人の不自由人に對する權力は無制限である。主人は彼に對して私的機能に止まらず、公的機能をも行使する。總てがさうだとは云へないが、主人は不自由人に對する軍事最高權と裁判權とが屬する。此の權力(Potestas)の内には統治權(imperium)が含まれて居る。總て不自由は一つの身分であつた。

斯る權力關係内に自由の思想が現はれた。此の思想は人間が人間の上に有する權力を徐々に破壊

し、人間を人格に迄高めた。先づ最初は権利主體たる可き人間の能力が認められた。彼は自己の財産を取得し、婚姻を結び、資産を相續させた。次いで權力から統治權が區別された。先に個人の權力に屬せし統治權は専ら國家の手に移された。終に權力隷屬者の意志の如何を問はずして存するが如き凡ゆる拘束的權力關係は破壊された。法律上の人間の自由意志が社會生活の運動法則となつた。身分(status)に代つて契約(contractus)が現はれた。労働臣屬は自由労働契約に據つて、土着義務は自由移轉並に居住權に據つて置き代へられた。其の結果最早身分としての不自由は存さない。自由は人間の不可侵なる公法的特性に化した。然し此の法律的な身分的差別に代つて經濟的な階級的差別(14)が前面に現はれた。此の階級的差別の存する爲に、社會への從屬性は特殊な形態に於て現はれ、即ち今度は法律上自由意志で以つて或る權力に隷屬する所の人格の上に及ぼす權力として現はれた。然し其の場合には以前と異つて、隷屬するが爲に權利能力を侵害されることも、又私的最高權を奪はれることもない。

斯くて自由人に對する處分權の特徴が明かとなる。

自由人に對する權力は法律上最初から從屬的な人間から生ずるのではなく、寧ろ彼が見出す所の從屬的關係から生ずるものである。自由人の從屬性は彼が屬す所の身分の現はれではなく、寧ろ彼が見出す所の状態即ち階級の現はれである。

四、此の處分權は労働に、否な専ら労働に基いての權力である。若し専ら労働に基かざる他の權力關係、例へば國家地方團體と之が成員乃至囚人、救貧院に養はれて居る者との間の權力關係から

生じた労働(公民としての義務労働、囚人及び救貧院扶養者の強制労働)とかは労働法の所謂労働即ち資本への從屬労働には屬さない。然し乍ら嚴密なる客觀的事實としては、資本への從屬労働に屬さざる労働と雖も、法律上之を同等なものとして看做して労働法に屬さしめることが出来る。此の點に關しては後に『資本への從屬労働と同位に置かる、労働』の處所で述べやう。又既に述べた如く、例へば地方團體と其の成員との間に存する凡ゆる權力關係を度外視して、其の成員が資本への從屬労働と同位に置かる、労働を地方團體に給付する場合にも亦、労働法的關係は成立する。

以上を以つて、労働即ち社會への從屬労働一般を資本への從屬労働たらしむる所の資本家に讓渡された労働處分權の諸特徴の分析を終る。

今度は問題を更に一步深く掘り下げて、何故に法律上の自由人が自己の労働處分權を資本家に讓渡し、斯くて資本への從屬労働に化さざるを得ないかの問題を取扱はう。此の問題こそ労働法の全構造を決定する所の最根本問題であり、又既に屢論及した所である。

蓋し、自由人をして資本への從屬労働に化さしむる所の基礎は労働と財産との關係である。労働法は正に此の關係の沈澱物である。此の場合我々が財産と云ふのは、既に述べた如く(15)有體物としての財産ではなく、社會的機能としての財産である。斯る意味に於ける財産は法規に據つて所有者に抽象的に屬して居る物件ではなく、社會的生活過程に於て實際的用途を持つ生産手段である。生産手段としての物件は労働を營む者の労働手段であり、夫なくしては彼は自己の労働力を活動せしめ得ないのである。彼は労働を營み、労働に據つて生活し得んが爲に生産手段を必要とする。從

つて若し労働を営む者の手に生産手段がなく、他人の手に夫がある場合には、労働と財産との間に或る關係が成立するのであつて、其の關係は事實法規上には言明されて居らぬが、然し法規の前提として存するのである。

此の場合財産は二重の社會的機能を營む。

一、財産は其の價值を増殖するに必要な労働力を吸引する。蓋し労働力は労働を營み、且つ生活し得んが爲に財産に頼らねばならぬ。と云ふのは労働力の労働條件並に生活條件をなして居るの財産であるからである。丁度保護と秩序とがなかつた中世の初期に於て、防禦力なき人々が勤勞を提供し、租税を納むる代りに、保護と代表とを見出さんとして、領主の下に集つて來た如く、今日に於ては財産なく、唯、労働に頼る人々は、彼等に労働と賃銀とが與へられる所の財産所有者の生産場を集つて來る。斯く労働を營む者を其の場所に引寄せ、以つて財産所有者の處分に其の身を委させるに至らしめるのは法律に據る強制ではなく、寧ろ斯る方向に動く所の社會的運動法則の『無言の強制』である。財産は普通に其の價值の増殖に必要な労働力を吸引することに據つて、吸引的機能を營む。斯る機能を營む場合には、財産は個人的利益を保護する主觀的權利としてばかり現はれるのではなく、又其の作用が存するが爲に一定の社會生活過程の順環を齎らす所の制度として現はれる。(16) 斯くて財産は各個人の法律上の自由を廢止しはしないが、彼等に對して存する所の實際上の活動の可能性を規定する。特に『労働契約の自由』は財産の機能を制限せざるのみか、反對に無制限に、即ち過去に於ける労働臣屬、土着義務等に含まれた總ての制限から自由に、労働力を財産所

有者の處分に任せる爲の法律上の手段となつた。(17) 『労働契約の自由』は精々の所で被備者が自己の處分をせしめる財産所有者を選択する自由だけである。(18) 斯くてマルクスの云ふ如く、労働力は財産一般から絶對に分離し、自由であることは出來ない、否な常に夫に吸引されるのである。即ち『労働者は、嫌と思へば何遍でも、自分の雇はれてゐる資本家の所を去る、さうして資本家も亦た、自分に都合が好いと思へば何遍でも、——最早や労働者から何等の利益を引き出し得ぬか、または豫期の利益を引き出し得ぬならば、何時でも直ぐに、——彼を解雇する。けれども労働者の所得の唯一の源は、労働(力)の賣却にあるから、彼にして其の生存を見棄てざる限りは、彼は(その労働力)の買手の全階級即ち資本家階級から縁を切る譯に行かぬ。彼は甲または乙と云ふ(特定の)有産者にこそ隷屬してはゐないが、しかし有産者階級に隷屬してゐる。』(19)

二、財産は其の價值を増殖する爲に、處分の任されて居る労働力を支配する。假りに財産の所有者が自己の財産の價值を増殖する爲に他人の労働力を備入れたとすれば、其の場合には財産の價值増殖は同時に労働力の處分に據つて行はれる。労働力の處分は財産の價值増殖の一形態である。此の場合、財産の處分は單に物權法的行爲であるばかりではなく、身分法的行爲でもある。財産は單に物件の支配として現はれるばかりでなく、又人間の支配として、即ち物件に據つて媒介された人間關係として現はれる。(20) 我々は此の機能を財産の權力的機能(die potestative Wirkung)と名付ける。此の機能は既に財産の根柢に附與されて居るのである。財産は或る特殊な物權に根ざしては居らずして、寧ろ或る一般的支配權に根ざして居る。(21) 財産とは或る人格が其の手(羅典語で manus 即

ち權力)の内に持つ總てのものであつた、そして夫が人間であると物件であることを問はぬのである。財産とは本來家屬と云ふ昔の經濟的統一内にあつて人間と物件とを統一的目的の爲に結合する所の組織的權力であつた。財産權(dominium)とは支配權を云ふのである。(22) 同様に、中世の領主が土地に限らず、其の土地の上に定住した不自由なる隷屬民に對しても行使した所の財産權も亦支配權であつた。斯く財産に於て身分的權力と物件的權力とを結合して居ることは、假令へ其の基礎と適用の形態とは變化して居るとは云へ、今日に於ても亦猶ほ存するのである。(23) 別に法規は斯く結合を言明しては居らぬし、又學說も財産を唯、物權なりと認めて居る(24)と云ふことは、事實に於て財産の内に身分的權力が含まれて居ることを排除しはしない。何故かと云ふに、財産の内容を決定する場合、單に學理上の内容のみならず、又其の動的關係即ち社會的機能こそが問題となるからである。

斯る事柄は、若し吾人にして現代の機械經營に一瞥を與へるならば、明かとなる。其處では物件が人間を支配し、機械が人間を指揮する。カール・ビヒアー(Karl Bücher)(25) は次の如く記して居る。『昔は人々は奴隷及び賦役労働者の活動を規律するに音樂を以つてした如く、近代の工場主は機械を更に急速に廻轉させんとする時には自由なる労働者の活動を規律する。……労働を營む者は最早自己の運動の主人ではなく、機械は彼れの召使でも、強固な肢體でもなく、寧ろ機械が彼れの主人となつて居り、機械が彼れの運動の程度を命じ、彼れの労働の速度と繼續とは自己の意志より奪ひ去られて居り、彼れは死んで居るが、然し頗る生々とした機械に縛り付けられて居る。』夫

故雇傭主が労働力を處分し、従つて人間を支配する場合、彼に國家の最高權が委任されて居るが故に其の支配を行使するのではなく、(26) 寧ろ彼れが財産所有者なるが故に其の支配を行使するのである。即ち『資本家は産業上の指揮者なるが故に資本家たるのではなく、寧ろ資本家なるが故に産業上の命令者となるのであつて、封建時代に軍事上及裁判上の至高命令が土地(財産の)所有の屬性であつた如く、今や産業上の至高命令は資本の屬性となるのである。』(27)

斯くして、自由人をして資本への從屬労働に化さしむる所の基礎が探明された。其の基礎は財産であり、而も生産手段たる財産であつて、此の財産は一方に於て其の價值を増殖するに必要な労働力を吸引する社會的機能を營み、他方に於て斯く吸引した労働力を支配する社會的機能を營み、以つて財産が資本的機能(28)を營み初めることに據つて、自由人は資本への從屬労働に化するのである。

C 資本への從屬労働と同位に置かるゝ労働

以上に於て、本來労働法が規律す可き所の『資本への從屬労働』の諸特徴を分析した。然し労働法が其の形式上の完備ではなく、其の社會的機能の完備を要求するならば、形式上『資本への從屬労働』に合致する労働に其の對象を限定す可きではない。更に形式上は『資本への從屬労働』に屬さざるとは云へ、事實其の社會的機能に於て殆んど『資本への從屬労働』と同一特徴を現はす所の労働をも労働法の對象とす可きである。斯る種類に屬す労働の顯著なるものとしては、『家内労働』、『家族労働』及び『國家其他の公共團體に給付せられた労働』等である。

1. 家内労働

家内労働は他人たる資本家の處分権から自由な労働ではあるが、資本家の營業の爲に營なまれ、且つ彼れの作業場外に於て營なまれる所の労働である。

一、家内労働は形式上他人たる資本家の處分権から自由な労働である。家内労働者は形式上自己の所有に屬する作業場に於て自己の生産用具を用ひ、時には二、三の職工又は徒弟を使用して労働を營むからして、直接には資本家の處分権に屬しはしない。彼れは自ら労働時間其他を決定するのである。即ち彼は資本家の下にはなく、資本家の爲に働くだけであるから、所謂『派出労働者』とも異なる。派出労働者と云ふのは、例へば他の工場に機械を組立る爲に派出される所の機械組立職工や、使用人として店主の顧客を取りに歩く出張員の如く、雇傭主の作業場外で労働を營むのではあるが、然し直接雇傭主の権力下に於て労働を營む者である。

二、家内労働は資本家の營業の爲の労働である。此處に事實直接にはなく、間接にはあるが『經濟上資本への從屬性』が現はれて來るのである。其の理由は、丁度ビュヒアーが家内労働なる名稱の代りに前貸制労働なる名稱の方が實を顯はすに適せりと主張せる如く、家内労働者は販賣業者たる問屋から原料乃至生産用具、時には生産中自己の生活を支ふ可き費用、職工の手間賃、徒弟の給養費、其他製品に要する支出の前賃を受ける點にある。即ち家内労働者は前賃を受ける代りに、其の製品を必ず右の販賣業者に引渡さなければならず、従つて製品の自由處分権を放棄することを余儀なくされる譯で、此の意味で販賣業者に對して從屬的な關係に立つて居る。換言すれば、丁度

本來の『資本への從屬労働』が発生するのは自由なる労働者が生産手段を所有せざるが爲に、之を所有する資本家の下に吸収され、且つ支配を受け、斯くて余剩労働を搾取せらるゝ結果生ずるが如く、家内労働者は製造資金を所有せず、之を販賣業者たる問屋より前賃を受ける結果、製品の自由處分権を失ひ、最早其の製品に體現せられたる自己の余剩労働をば自ら製品を市場に販賣することに據つて自己の所有に移し得ずして、専ら其の余剩労働は販賣業者の擅有する所となり、斯くして家内労働者の労働は『資本への從屬労働』と同位に置かるゝし、一方販賣業者たる問屋の前賃金は資本的機能を營み、彼は資本家となる。

三、家内労働は資本家の作業場外に於て營なまれる労働である。家内労働者の作業場は自分の住宅外にあつて、専ら作業場として使用される場合もあれば、又自分の住宅の一部である場合もある。其外一時自己の製品の仕上げをする爲に資本家の作業場で働いても、其の事は決して家内労働者たるの本來の特質を奪ふものではない。兎に角資本家の不斷の監督の下にない作業場に於て労働を營む者である。

形式上本來の『資本への從屬労働』に屬さざる此の家内労働をば労働法に據つて規律せんとする理由は、既に其の第二の特質に於て述べた如く、事實經濟上資本に從屬して居るからである。右の特質があればこそ労働法に據つて之を保護するの必要があるのであつて、若しも此の特質にして缺けて居れば、最早家内労働は問題とはならぬ。夫故一見家内労働者に類似すれども、多くの職人を使用して他より賃契約にて仕事を引受け、以つて職人の余剩労働を可級的に搾取せんとする賃工場(例

へば賃染物工場、賃織工場)の所有者は決して家内労働者ではない。家内労働は専ら小経営であり、其の経営内に於ける勤勞の大部分は家内労働者自身の労働に據つて満されるのである、そして斯る場合にのみ保護が必要なのである。

2、家族労働

家族労働とは家族員の給付する労働であり、更に詳しく云へば家族關係に基いて給付する労働である。

勿論家族労働は『資本への従屬労働』ではない。夫にも拘らず、或る場合に労働法が此の労働をも規律せんとする理由は、家族團體が常に必づしも労働を營む家族員を搾取しないとは限らぬからである。斯る場合には略、『資本への従屬労働』と同一の労働が存す可く、斯くて労働法に據つて保護するの必要が生ずるのである。家族労働を労働法に據つて保護するの必要が生ずる場合は、農業或は家事等に於ては、主として工業的業務に於てあり、且つ幼年労働が問題となるのである。

3、國家其他の公共團體に給付せらるる労働

勿論國家其他の公共團體は本來營利的團體ではなく、従つて夫等が労働の給付を受ける場合に於ても、余剩労働の搾取を其の窮極の目的とするものではないだらう。夫故夫等の團體に給付せらるる労働は本來『資本への従屬労働』ではないと云ひ得るだらう。此のことは特に公共團體の構成員が團體に對する義務として労働を給付する場合(例へば名譽職、兵役等)に當嵌るのである。然し斯く國家其他の公共團體は余剩労働の搾取を決して其の窮極の目的とはしないであらうが、

夫等團體の本來の目的を達する手段として一定の事務を遂行するに必要な労働、特に財源を得る爲に夫等團體自身が營利的事業を營む際に必要な労働、換言すれば夫等の團體が私人間に於ける雇傭主と同一立場に立つて雇傭した労働は資本主義社會の機構に強制せられて、必然的に『資本への従屬労働』と同一特徴を現はさざるを得ないのである。然る限り國家其他の公共團體に給付せらるる労働は労働法の對象をなす可きである。今此の點を詳細に分析するの余裕を持たない、唯、暗示的に云ふに止めて置く。

(B) 被傭者

以上に於て労働法の二要素中の物的要素、即ち『資本への従屬労働』の分析が終つたからして、今度は他の要素、即ち人的要素としての『被傭者』を分析しなければならぬ。

a 概念

我々が被傭者に就いて語る場合、夫には二様の概念の存することに注意しなければならぬ。其の一は關係概念としての被傭者であり、即ち雇傭主との直接の結合關係に於てのみ理解さるる結合概念としての被傭者である。其の二は自體概念としての被傭者であり、即ち雇傭主と直接結合して居るか否かは問題ではなく、唯、共通の經濟的基礎よりして共通の生活状態に置かれて居る所の階級概念としての被傭者である。被傭者の此の二様の概念は他の機會に於て述べる労働法の構成即ち體系論に於て主要な役割を演ずるものであることを暗示して置く。此處では唯、更に此の二概念を分析するに止めやう。

一、先づ第一に、被傭者とは労働法的關係に據つて雇傭主の側と結合して居る所の人々を云ふのである。其の場合彼等は専ら被傭者であつて、丁度法人の法定代理人の如く、同時に又雇傭主であつてはならぬとは限らぬ。又彼等が職業的[○]被傭者であるか否かも問題とはならぬ。被傭者である者が常に必づしも被傭者たることを其の職業とはして居らぬからである。⁽²⁹⁾ 例へば獨立の商人が店仕舞をした後で、或る手工業者の爲に帳簿をとる場合、彼は職業上は決して被傭者ではないが、直接の結合關係に於ては被傭者である。然し此處で云ふ労働法的關係とは労働契約に限りはしない。此の關係は事實労働契約に基いて生じた關係のみを含むのではなく、夫以外の關係をも含むのである。であるから此の場合に於ける被傭者とは労働契約の當事者でない者をも含むのである。要するに此處で云ふ労働法的關係とは雇傭主と被傭者との間に直接の結合關係が存すれば足りるのである。そして其の場合、被傭者が雇傭主に對して個別的に現はれるか、夫とも集合的に現はれるか否かは問題ではない。兎に角雇傭主と凡ゆる直接の結合關係にある被傭者の概念を我々は被傭者の結合概念と呼ぶ。

二、更に被傭者とは『資本への從屬労働』に頼つて其の生活を維持する所の人々を云ふのである。即ち此の場合には被傭者は其の生存の基礎を専ら資本への從屬労働の給付に於て見出し得るが如き生活状態にある或る社會階級に屬するのである。被傭者の斯る概念は第一の概念より更に擴大された概念である。此の概念は雇傭主の側と直接労働法的關係に立つ人々のみを含むのではなく、又斯る直接の關係に立たざる人々をも含むのである。例へば失業して居る織物工の如く、職業的[○]被傭者であるが、現在失業して居る者も之に屬す。或は又例へば小利子衣食者にして其の利子のみにては生活を維持し得ずして、職業紹介所に求職者として届出をなした者の如く、非職業的[○]被傭者であり、且つ現在就職せずして之を求めて居る者も此の概念に屬する。被傭者の斯る概念は被傭者と雇傭主との結合に基くのではなく、寧ろ被傭者の社會階級に基くが故に、我々は夫をば被傭者の階級概念と名付ける。⁽³⁰⁾ 此の概念が用ひられる場合には、被傭者の一時的結合關係は問題とされずして、専ら一定の社會階級に屬して居ることが問題とされるのである。

b、部類

被傭者の主要部類は労働者、使用人、官吏、徒弟及び準被傭者である。

一、労働者とは特に工業、農業、林業或は鑛業に於て肉體的性質の執行労働を給付するが爲に雇傭主に雇はれた所の人々を云ふ。⁽³¹⁾ 更に夫には『營業補助人』(受付人、給仕人其他)並に雇傭主の下級の家事を取る爲に雇はれた家事補助人も屬する。

二、使用人とは主として高級な乃至は商人的或は事務所的労働を給付する被傭者である。⁽³²⁾ 使用人の重要部類は商事經營に商人的勤務を給付する爲に雇はれて居る商業使用人、及び職工長乃至技師等と呼ばれる所の技術使用人、更に雇傭主の高級の家事をとる家事使用人等である。指揮的使用人と雖も使用人である。斯る使用人は經營内にあつて、企業家の精神労働に多少とも參與し以つて實際上の經營の運用に干與し、或は他の被傭者を監督する者である。

三、官吏とは國家其他の公共團體に勤務を給付する所の被傭者であつて、且つ専ら公法に據つて

規定されて居る。此の後の特徴のみが官吏に他の普通の被備者と異なつた特別の地位を與へるに過ぎない。夫以外に特別の地位を與へる如き他の特徴はないのである。

官吏と普通の被備者との間には、右の一つの特徴を除いては他に何等の相違も存せざることは先づ官吏の任命に就いて見ても明かである。官吏の任命は普通の被備者の雇傭と同じく契約に基いて居るのである。官吏の任命をば全く一方的な主權の行爲と看する所の考と雖も、決して此の立場を否定し得はしない、と云ふのは斯る考は結局同じ結果に導くからである。何故かと云ふに、事實に於て主權の任命行爲と雖も、當事者の同意を必要とすることは右の考と雖も認めざるを得ないからである。斯くて一方的主權の行爲なりとする假定は失はれ、普通の雇傭の場合と同じく此處でも合意が任命の基礎である。假りに一步を譲つて契約説と主權説との間には嚴密な區別が存するとしても、其の區別は官吏と普通の被備者との間に何等本質的區別を設けることは出來ない。と云ふのは、本來勞働法は單に雇傭主と被備者との直接の關係たる勞働契約に限らず、總て被備者たるの地位より生ずる一切の勞働關係を含むからである。換言すれば、既に述べた結合概念としての被備者のみではなく、階級概念としての夫をも含むからである。夫故勞働契約は勞働關係の一種ではあるが、其の成立の基礎では決してない。従つて官吏の任命が假令へ一方的な主權の行爲に基いて居るとしても、夫だからと云つて其の任命に據つて齎らされた關係が勞働契約ではないかも知れぬが勞働關係ではないと看做す可き理由はないだらう。

同じことが官吏の任命關係に就いても云はれる。從來人々は官吏を普通の被備者と區別せんとし、官吏の關係は權力關係であり、普通の被備者の勞働關係は之に反して債權法的な契約關係であるとして居る。然るに既に述べた如く、普通の被備者の勞働即ち資本への從屬勞働は他人たる資本家の處分權の下にあつて、彼等の間には權力關係が存する以上、右の如き區別は否定されて終ふ。そして、勤勞の貸借を物件の貸借の一種と看做し、勞働契約を債權關係なりとする羅馬法學者の學説は最早今日維持する譯にはゆかぬのである。然し共に權力關係ではあるが、確かに官吏に於ては權力關係が強い。其の關係は勤務外の態度に迄も及ぶのである。官吏の任命者には普通の雇傭主には屬さないやうな懲戒裁判權が歸屬することがある。然りと雖も、其の爲に官吏竝に又普通の被備者が受ける所の權力關係の性質は相違しはしない。

勞働の種類と雖も別に官吏を普通の被備者から區別しはしない。人々は主權を執行する官吏をば普通の被備者と區別しやうと考へる。と云ふのは、主權を執行する官吏は普通の被備者には一般に屬さざる國家の統治權を執行するからである。然し乍ら、主權的活動と雖も専ら官吏に限られてはゐない。私的雇傭契約に據つて雇はれた普通の被備者にして、而も主權的權能を行使する者があるのであつて、例へば田畑の番人の如き夫である。其他、官吏の執行する活動は總て普通の被備者の活動たり得る。主權を執行する官吏と云ふ純粹の官吏概念は今日最早當嵌らない。官吏階級は主權を執行する官吏に止まらず、更に經濟的、技術的、其他の官吏からなる。彼等の活動は凡ゆる場合に於て、決して普通の被備者の活動とは異ならない。

勞働の内容と範圍とに就いても亦、何等の區別が見出されない。人々は私的被備者は單に或る給

付を實行するに過ぎぬが、然し官吏は其の全人格を國家に捧げると云ふ。例へば「官吏關係は……權利と義務の無制限な混合を含み、品位ある一般的態度を必然的に伴ふ。一定給付の形で箇々の具體的事實を履行することが要求されるのではなく、又履行せざるが爲に違反するのではなく、寧ろ凡ゆる處、凡ゆる時、凡ゆる機會に於て其の全人格を全く捧げることが要求されるのである」(33)と。斯る區別は全く概念の混亂に墜入つて居る。と云ふのは、既に述べた如く、普通の被備者の労働、即ち資本への從屬労働と雖も一定給付の形で箇々の具體的事實の履行が要求されるのではなく、寧ろ其の履行に據つて人格の隸屬状態が齎らされるからである。又一般に官吏に取つては法律上其の給付關係が別に確定しては居ないと云ふ者は根據なきものである。官吏と雖も任命者の勝手な命令に従つて其の勤務を給付する者ではない。官吏は自己が任せられた職務から生ずる特別の義務を伴ふ官吏としてのみ其の任命者の處分に従ふのである。夫故任命者は雇傭主が普通の被備者から要求する場合と同じく、單に任命に基いて官吏が引受けた所の勤務だけを彼れから要求し得るに過ぎない。従つて、假りに「凡ゆる處、凡ゆる時、凡ゆる機會に於て其の全人格を捧げること」が必要であるとしても、其の場合人々は單に官吏から其の労働義務を履行するに當つての特別の精神なり、又は勤務給付の特別の集約性を要求し得るに過ぎない。所が精神は內的現象であつて、法律に據つて規律する譯にはゆかぬし、一方勤務給付の集約性に就て考へても、之は官吏の場合よりも寧ろ私的の被備者の方が多く要求される場合がある。

最後に「扶養」に就いて見ても何等決定的相違は存さない。官吏だからと云つて其の生存中は常に任命されて居るとは限らぬ。官吏にも解約の申入や、取消がある。年金請求權に就いて見ても、夫は官吏に特有なものではなく、普通の被備者に斯る權利があると共に、官吏にして斯る權利のない者もある。

夫故、唯、問題となり得るのは、官吏の關係に就いての公法的規定が官吏をば被備者の概念中に含めることを否定するか否かである。所が此の問題は否定しなければならぬ、と云ふのは、普通の資本への從屬労働の凡ゆる特徴が又官吏にも當嵌るからである。官吏を規定する法律が専ら公法であるか、夫とも公法と私法とであるかの問題は、官吏の労働と普通の被備者の労働との共通性を破壊することは出来ない。即ち官吏法は労働法に基いて居る。官吏は特殊の團體に屬する所の被備者である。(34)

四、徒弟とは自己の修業の爲に雇はれる所の被備者である。徒弟には資本への從屬労働と同一特徴が當嵌るのであつて、別に徒弟が報酬を得るか否か、乃至は親方の家族内に收容されるか否かに論なく、右の特徴を現はすのである。假令へ反對に徒弟の方が親方に見習料を支拂ひ、従つて親方の教育を有償的労働と看做す可きであるとしても、依然として徒弟は被備者なのである。何故かと云ふに、假令本來の見習關係に於ても、徒弟は労働を、更に詳しく云へば資本への從屬労働と同一の労働を給付するからである。事實今日に於て一般に行はるゝのは本來の見習關係ではなく、徒弟は純然たる被備者たることを常とする。夫故にこそ又特に徒弟を被備者の一部類として、労働法に據つて取締る必要があるのである。唯、此の場合見習契約は労働契約の一種ではないと主張し、徒

弟を被備者と看做すことを反對する者があるかも知れぬが、假令へ兩契約が異なるものであるとしても、夫は別に徒弟が被備者たることを妨げぬ、と云ふのは、見習關係は別に勞働契約なくとも成立し得る所の勞働關係たることは否定出來ぬからである。

五、準被備者とは其の形式上は嚴密な被備者ではないが、或る點に於て實質上資本への從屬勞働と同一特徴を現はすが故に、法規に據つて明かに本來の被備者と同位に置かるゝものである。夫に屬するものとしては、家内勞働者竝に勞働法に據つて規律す可き家族勞働者である。

- (1) Marx, Das Kapital, Bd. I. S. 130 (herausg. Engels) 高島氏譯(新潮社版)第一卷一八七頁
- (2) Lotmar, Der Arbeitsvertrag, Bd. I. S. 8.
- (3) Lotmar, Ebenda. S. 9.
- (4) Marx, Ebenda. S. 140 高島氏譯同書二〇二頁
- (5) Lotmar, Ebenda. S. 82, 83.
- (6) Marx, Lohnarbeit und Kapital, Elementarbücher des Kommunismus. Bd. 2, Berlin 1923, S. 17. 河上氏譯(岩波文庫)三一頁
- (7) Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten (Immanuel Kants Werke herausg. von Cassirer, Bd. 4. S. 293, 295).
- (8) Oppenheimer, Grundriss der theoretischen Ökonomik, Bd. I. S. 64
- (9) 斯く個人的存在の内に同時に全體の存在を、換言すれば個人活動自體の内に同時に社會化活動を見出すことは、既に觀念論的にはあるが、ヘーゲルが之を指摘して居る。即ち各個人は自己に對してのみ、或は自己の爲に作つた物に對してのみ仕へんを考へ、且つ斯く僞るも、事實彼等は他の個人、即ち他の個人の肯定的或は否定的態度との關係に

於てのみ行爲をなす事が可能なるが爲に、凡ゆる彼等の意欲の實現は「彼れのもの」を普遍的要素に置く事に據つてのみ達成せらるゝことを示さねばならぬ、即ち斯くして彼れのものとは凡ての人のものとなり、且つならねばならぬ」と。(Hegel, Phänomenologie, Philosophische Bibliothek, S. 272.) ヘーゲルと異なり、否な反對に歴史的經驗的事實よりして、個人活動が必然的に社會化活動となることを證明した者はマルクスである。彼は各個人が歴史的一定發展階段に於ける生産關係に入り込むことに據つて、必然的に個人活動が同時に社會活動を替むことを證明し、次の如く云つて居る。「古き唯物論の立場は市民的社會であり、新唯物論の立場は人間社會又は社會化する人間である」と。(Marx, Die Thesen über Feuerbach, 10)

是等の點に關する詳細なる論述は、三田學會雜誌第二十二卷、第七號掲載拙稿を参照せられ度し。

- (10) Marx, Ebenda. Bd. III, 2 S. 418. 高島氏譯同書第三卷下、五八〇頁
- (11) 『だから彼れの活動の生産物も亦た、彼れの活動の目的とするところではない。彼れが彼れ自身に向つて生産するところのものは、彼が織つてゐる絹布でもなく、彼れが鑛山から掘り出す金塊でもなく、彼れが建築する宮殿でもない。彼れが彼れ自身に向つて生産するところのものは、勞賃だ、さうして絹布や金塊や宮殿は、彼れのために一定量の生産資料に、——多分は木綿の着物とか、銅貨とか地下室とかいふやうなものに、——變はるのだ。』 Marx, Lohnarbeit und Kapital, S. 18. 河上氏譯同書三四頁
- (12) 既に早く此の二様の人間關係を徹底的に區別したのは Savigny (System des heutigen römischen Rechts, 1 Bd., S. 340) 竝に Gierke (Die Genossenschaftstheorie und die Deutschen Rechtsprechung, S. 182) である。
- (13) Marx, Ebenda. Bd. III, 1, S. 369. 高島氏譯、同書第三卷上、四八四頁
- (14) Vgl. Adler, Die Staatsauffassung des Marxismus. Kap. VII. „Das ist eine Klasse?“ bes. 102 ff.
- (15) 本論文第一節、竝に三田學會雜誌第二十四卷第五號掲載拙稿第二節参照、特にカルネルに於ける法律の社會的機能と

しとの把握

- (16) Eugen Ehrlich (Grundlegung der Soziologie des Rechts, 1913, S. 42 f.) も亦法律の發展は社會其のものゝ内に存するの根本思想に出發し、法律は總て社會團體の内の秩序であり、從つて假令へ私法と雖も常に社會法であり、夫故に私法の内には單に主觀的權利を與へる法に止まらず、社會生活の制度を含む所の法も存することを認めた。
- (17) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, S. 159.
- (18) Simmel, Philosophie des Geldes, 2. Aufl., S. 316 ff.
- (19) Marx, Lohnarbeit und Kapital, S. 19 河上氏譯同書三六一—三三頁
- (20) Ehrlich (Grundlegung der Soziologie des Rechts, S. 32) 曰く、『此の規定は單に人間の人間に對する關係に止まらず、又人間の物件に對する關係にも當様り得るのであつて、其の規定は此の場合にも猶ほ又間接に人間の人間に對する關係に關聯して居るのである。何故か云ふに、消耗品の財産所有者は其の處分を任せて置く人々が何を給付せねばならぬかを決定し、工場主は工場内の秩序と經營の方針を決定する……からである』云。
- (21) R. v. Jhering, Geist des römischen Rechts, II, 1, S. 162 ff.
- (22) v. Jhering, Entwicklungsgeschichte des römischen Rechts, aus dem Nachlass hrsg., 1894, S. 51 ff., S. 90 ff.
- (23) v. Gierke, Deutsches Privatrecht, Bd. 2, S. 358. 『獨逸の財産は財産法的關係の外に、身分法的關係を含む。從つて財産は純財産法の概念に盡きては居らぬ』云。ギールケが唯々獨逸財産に就いてのみ物語つたことは、事實に於て一般の意義を有するのである。
- (24) 斯る學説は既に事實打擊を蒙つて居る。vgl. Hedemann, Sachenrecht des BGB, S. 61 ff.
- (25) Bücher, Arbeit und Rhythmus, 4 Aufl. S. 434, 439.
- (26) Vgl. Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte, S. 245 ff.

- (27) Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 297. 高島氏譯同書四二二頁
- (28) 此處に資本的機能とは労働者自身の餘剩労働を搾取する機能を云ふ。vgl. Karner, Die soziale Funktion der Rechtsinstitute. 後藤清氏譯『法律制度の社會的機能』特に第二章第二節第三節參照。
- (29) 此の點を Kaskel は誤解して、次の如く労働法を狭く限定して居る。『……工場労働者の此の特別法は徐々に彼の職業階級に迄及ばされ、そして労働契約に基いて職業的に賃銀労働をなす所の凡ゆる職業階級の特別法に擴張された。此の特別法を吾人は労働法或は社會法と名付く』云。(Arbeitsrecht, S. 2)
- (30) Lotmar は斯る被備者の概念をば『潜在的被備者』(potentiell Arbeitnehmer) と名付けし居る。vgl. Arbeitsvertrag, Bd. I, S. 64, 65.
- (31) Kaskel も此の Sinzheimer の定義を殆んど同一の定義を下して居る。『労働者の特徴は主として肉體的乃至執行労働を給付することであつて、夫故精神的乃至思索的(知的)労働を働かせるよりも、主として肉體的の力乃至熟練(機械的労働)を働かせるか、或は然し指揮乃至監督的活動よりも、主として與へられた命令に従つてなす執行的活動に重きを置くことである』云。vgl. Arbeitsrecht, S. 68.
- (32) Kaskel は使用人を次の如く定義して居る。『使用人の法的特徴は二様である。一方に於ては即ち使用人の活動は労働者の夫に對比して主として知的乃至指揮即ち監督的活動である。然し他方に於て夫とは無關係に、一定の對象に即ち一定の職業内に従事して居れば夫で充分なのである。夫故此の職業内の活動は其の活動の種類(の機械的たること、知的たること乃至は執行的たること)の如何を問はずして、常に使用人たらしめる。斯く常に使用人たらしめる所の職業活動は一方に於て商人的活動(販賣人、帳簿掛、出納掛等)であり、他方に於て事務所労働(書記、計算、記帳)である』云。vgl. Arbeitsrecht, S. 68.
- (33) Kaskel, Beamtentrecht und Arbeitsrecht, 1926, S. 8.

(註) 筆者は Sinzheimer (Grundzüge des Arbeitsrechts, S. 36 ff.) の所説に従つて、官吏を被備者の一部類に入れて居る。然し此の點は頗る論争の中心點をなして居り、成文法規に於ては勿論學說上も定説がない。今此處では唯々賛否兩論の主要學者並に其の参考文献を指摘するに止めて置く。

賛成者として擧ぐ可きは、Pothoff (Wesen und Ziele des Arbeitsrechts S. 42) * Lutz Richter (Arbeitsrecht als Rechtsbegriff S. 26) 等であり、反對者として擧ぐ可きは、Kaskel (Arbeitsrecht, S. 4 Arbeitsrecht und Beamtenrecht, Arb. R. 1920 S. 169. vgl. auch Beamtenrecht und Arbeitsrecht, Berlin 1926.) * Jacobi (Grundlehren des Arbeitsrechts, S. 57) 等である。

(附記) 本稿中、勞働法の概念並に其の要素に關しては、主として Sinzheimer の所説に従つて記述して來たことを再び此處に斷つて置く。筆者は次の機會に於て勞働法の法源及び構成即ち體系に就いて論じやうと思つて居る。

濠洲に於ける賃銀統制

小島 榮 次

賃銀決定上に於ける自由契約の弊害撤除を目的とする社會的賃銀統制は濠洲に於て最も發達した。最近 George Anderson, Fixation of Wages in Australia (Melbourne, 1929) の出版に依つて、吾々は同國に於る賃銀統制の實際を詳細に知る事が出來た。勿論賃銀統制に關する一般的研究として従來幾多の良書を算ふる事が出来るが、同書に於るが如く整理されたる粗材の提供に依つて更に利益ある、所ある事も否み難い。此處に掲ぐるは、實質上同書第二編 Fixation of Wages (pp. 181-554) を濠洲聯邦和解及仲裁裁判所の賃銀統制就中基本賃銀統制に重點を置き、極めて簡單なる要約を試みたるものに過ぎぬ。第一編は濠洲賃銀統制機關の構成及權限等を取扱つて居り、本編には之を省略する事とした。此方面に就ては、經營經濟研究第四冊岡教授「最低賃銀制度の理論的及實證的研究」、河田嗣郎「新賃金政策と社會問題體系第五卷、等に於て明快にして簡潔なる記述が見出されるであらふ。

目次

- 一、ハーヴェスタ賃銀
- 二、生活標準決定とハーヴェスタ賃銀の吟味
- 三、基本賃銀の調節
- 四、パソーズの三志